# 平成24年第2回定例会会議録(第5号)

平成24年6月20日

#### 〇出席議員(25名)

 $\equiv$ 1番 森 大 輔 君 2番 重 忠 昭 君 手 東 貴 上 生 3番 裕 君 4番 野 泰 君 5番 森 Ш 義 治 君 6番 穴 井 宏 君 荒 7番 加 藤 信 康 君 8番 金 卓 雄 君 9番 松 章  $\equiv$ ||君 10番 市 原 隆 生 君 11番 玉 実 久 夫 君 12番 猿 渡 久 子 君 13番 吉 冨 英三郎 君 14番 黒 木 愛--郎 君 15番 平 野 文 活 君 16番 松  $\Pi$ 峰 生 君 17番 哲 男 君 18番 堀 本 博 君 野 行 Ш 19番 本 成 君 20番 永 井 正 君 三ヶ尻 21番 正 友 君 22番 江 勝 彦 君 藤 23番 河 野 数 則. 君 24番 泉 武 弘 君 25番 首 藤 正 君

### ○欠席議員(な し)

### ○説明のための出席者

市 長 浜 田 博 君 副 市 長 友 永 哲 男 君 副 市 長 阿 南 俊 晴 君 教 育 長 寺 岡 悌 君 水道企業管理者 Ш 勇 君 総 務 部 長 釜 堀 秀 樹 君 画 部長 大 野 光 章 君 建 設 部 長 糸 永 好 弘 君 ONSENツーリズム部長 亀 井 京 子 君 生活環境部長 永 井 正 之 君 福祉保健部長 伊 慶 典 君 消 防 長 渡 邉 正 信 君 藤 兼福祉事務所長 教育次長 豊 永 健 司 君 総務部参事 善 友 君 浜 政策推進課長 尾 課 隆 隆 君 職 員 長 樫 Ш 士 君 稲 財產活用課長 勲 明 課 税 課 長 藤 将 之  $\mathbb{H}$ 君 工 君 収納 課 長 三 龍 義 君 保険年金課長 忰 田 浩 治 君

| 保険年金参事      | 勝 | 田 | 憲 | 治 | 君 | 治振興課長 湊 博     | 秋 君 | 1            |
|-------------|---|---|---|---|---|---------------|-----|--------------|
| 自治振興課参事     | 月 | 輪 | 利 | 生 | 君 | 泉課長江口正        | 一 君 | †<br>1       |
| 農林水産課長      | 安 | 部 | 恵 | 喜 | 君 | 見 境 課 長 伊 藤   | 守 君 | <u>}</u>     |
| 児童家庭課長      | 安 | 達 | 勤 | 彦 | 君 | 齢者福祉課長 中 西 康  | 太 君 | <u>+</u>     |
| 健康づくり推進課長   | 甲 | 斐 | 慶 | 子 | 君 | 路河川課長 岩 田     | 弘 君 | <del>}</del> |
| 公園緑地課長      | 宮 | 崎 |   | 徹 | 君 | 水道課長 屋田 禎     | 弘 君 | <u>+</u>     |
| 学校教育課長      | 古 | 田 | 和 | 喜 | 君 | ポーツ健康課長 平 野 俊 | 彦君  | †<br>†       |
| 別府商業高等学校事務長 | 羽 | 迫 | 伸 | 雄 | 君 | 道局管理課長 三 枝 清  | 秀君  | <u>+</u>     |
| 水道局営業課長     | 速 | 水 |   | 孝 | 君 |               |     |              |

## ○議会事務局出席者

| 局  |      | 長 | 檜 | 垣 | 伸 | 晶 | 参事兼調査係長 | 宮  | 森  | 久  | 住  |
|----|------|---|---|---|---|---|---------|----|----|----|----|
| 次長 | 兼庶務係 | 長 | 小 | 野 | 大 | 介 | 次長兼議事係長 | 浜  | 崎  | 憲  | 幸  |
| 主  |      | 査 | 河 | 野 | 伸 | 久 | 主  査    | 溝  | 部  | 進  | _  |
| 主  |      | 任 | 甲 | 斐 | 俊 | 亚 | 主 任     | 波多 | 多野 |    | 博  |
| 主  |      | 任 | 池 | 上 | 明 | 子 | 主事      | Щ  | 本  | 佳作 | 代子 |
| 速  | 記    | 者 | 桐 | 生 | 能 | 成 |         |    |    |    |    |

### ○議事日程表(第5号)

平成 2 4 年 6 月 2 0 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議第 1 一般質問

## ○本日の会議に付した事件

日程第1 (議事日程に同じ)

#### 午前 10 時 00 分 開会

○議長(松川峰生君) ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○8番(荒金卓雄君) 昨日の台風は、幸いにも九州をそれまして、余り別府のほうには大きな影響はなくて幸いでした。あすは、台風5号がまた近づくということですけれども、きょうの質問は、台風のように荒れるか荒れないか……。(発言する者あり) やらせていただきます。

初めに、国民健康保険の特定健診の受診率達成への取り組みということで、私のところにもこれ、「特定健診の御案内」というのが届きました。ことしは早かったのですね。4月14日にもう届いておりました。今回、これまで私も質問を何度かいたしましたけれども、平成20年度から始まりましたこの特定健診が、5年ごとに区切るというか、見直すということで、その5年目の平成24年を迎えましたので、再度状況を伺いたいということで、まず、平成20年度から始まったこの特定健診のこれまでの過去4年間の受診率、それと平成24年度の目標達成率、これを教えてください。

○保険年金課長(忰田浩治君) お答えをさせていただきます。

まず、特定健診の受診率でございますけれども、平成20年度から順に申し上げます。まず、平成20年度が29.3%、平成21年度が35.6%、平成22年度が40.2%、そして平成23年度、これは3月末の速報値でございますが、42.1%というふうになってございます。また、もう1つの御質問ですけれども、今年度の目標ということで、受診目標率は50%というふうに設定をいたしております。

- ○8番(荒金卓雄君) では、その過去4年間の受診結果を保険年金課としてどのように受けとめ、分析、評価しているか。また、ことしの5年目に向かう課題としてどのように考えているでしょうか。
- ○保険年金課長(忰田浩治君) お答えさせていただきます。

別府市では、平成20年度に特定健診の平成20年度から平成24年度まで、議員御指摘のとおりでございますけれども、この5カ年計画、これを策定いたしまして、その中で受診目標率を平成20年度から、これもまた順に申し上げますけれども、当初20%、それから30%、40%、50%、そして、最終年であります平成24年度、この目標値を国の目標値に合わせまして65%と定めたところでございます。

現在までの評価ということでございますが、平成22年度まではやや苦しみながらも目標値のほうをクリアしてまいったところでございますが、平成23年度、これも速報値でございましたけれども、これは平成22年度の受診率、これは上回ったものの、この計画の中の目標値である50%には届かなかったというものでございます。そのため、先ほどちょっと答弁させていただきましたけれども、本年度の目標を実現可能な計画の目標、65%とはちょっと違うのですけれども、より現実的に可能な50%というふうな目標値に定めたところでございます。

また、特定健診というこの制度自体、この周知はある程度行き届いたものというふうに 思っておりますが、受診者の固定化、これがやはり見られる。受診する人は受診する、受 診をしない人は受診をしないという、いわゆる頭打ちの状態というふうになっているよう な状況が見受けられるところでございます。いわゆる頭打ちということで、受診しないと いう理由でございますけれども、これは現在何らかの病気になって治療中であって、別の 検査を受けているとか、また、健康であるから受診の必要を感じないというふうなところ でございます。 今後は、未受診者の新規の掘り起こし、これが課題というふうに認識しておるところで ございます。

- ○8番(荒金卓雄君) 国民健康保険加入者のうちの 40 歳から 74 歳までが基本的にこの健診の対象者ということで、人数的にも 2万 4,000 から 2万 5,000 近くの対象者というふうに思っておりますけれども、どうしてもこの 4年間一生懸命保険年金課としては、ポスターを張ったり、また市報で広報したり、ケーブルテレビ、また電話をかけたりすることも伺っておりますけれども、なかなか、結局受診をする人と受診をしない人が固定化してくる。これはどういう分野でもなかなかそういう現象が出てきますけれども、しかし、今おっしゃったような 50%を達成するために、今年度特に力を入れて取り組んでいる具体的な対策、その辺を教えてください。
- ○保険年金課長(忰田浩治君) お答えをさせていただきます。

今年度の新しい取り組みということでございます。これは、先ほど議員のほうからも御紹介があったとおり、まず受診期間、これの延長、それから受診開始時期の前倒しということでございます。例年は6月1日から実施しておったところでございますけれども、今年度は1カ月前倒しをいたしまして5月1日からの開始といたしました。また、終わりの時期、これにつきましても、個別の医療機関、これにつきましては11月末まででございましたが、今年度は医師会のほうの御協力も得まして、個別の医療機関及び別府市医師会の地域保健センター、それから大分総合健診センター、〇HCでございます。それから厚生連の健康管理センター、この3センターも含みまして、全ての医療機関で12月15日までの期間に延長をさせていただいたところでございます。受診期間をふやしたということ。それから、内部的な取り組みといたしましては、現在まで一度も受診をされていない方、これが約8,000名いらっしゃいます。この方々をピックアップいたしまして、5月の中旬からすでに夜間の電話勧奨を実施いたしました。それから、6月に入りましてから、臨時職員2名を雇用いたしまして、日中の電話勧奨、これを積極的に展開しているというところでございます。

○8番(荒金卓雄君) 今おっしゃったように約8,000名が、一度もこの4年間受けていない。約2万4,000、2万5,000の対象者から考えますと3分の1です。3分の1の方が一度も受けていない。この健診自体の目的が、本来はいわゆるメタボリックシンドロームという生活習慣病の予防、とにかく病気になって治療ではない、病気になる前に予防、またその予備軍、その方を早期に発見して、生活習慣の相談に乗る、支援をするということで、本当に「セイブ・ユア・ライフ・バイ特定健診」という、こういうメッセージをやっぱり強く発していって、この8,000名の方にぜひ健診に足を運んでもらいたいというふうに呼びかけていただきたいと思います。

もう1つ助けていかないといけないのは、国保の財政があるわけです。今回の特定健診も実は5年目ということで、この受診率が、国が設けています目標率を上回るか下回るかということで、国保の後期高齢者支援金という、いわゆる出費が加算されるか減額されるかという、そういう措置が、ペナルティといいますか、措置がされるというふうに伺っておりますけれども、そのあたりの見込みはどうですか。

○保険年金課長(忰田浩治君) お答えをさせていただきます。

後期高齢者の支援金、これの加算・減算ということにつきましては、加算額と減算額、この総額、これをプラスマイナスゼロにするということが、国の考え方のようでございます。

具体的には、これは一定水準に達していないという市町村、これにつきましては、後期 高齢者の支援金が加算されることになります。その増加分と同額、これを一定水準以上の 市町村から減額するということのようでございます。判断となる基準につきましては、こ れは政令で定められるようになっておりますけれども、この政令がまだ定められておりませんので、はっきりしたところは今のところお答えはできないということでございます。ただ、平成22年度は、全国の市町村国保の受診者の平均が32.0%ということで、別府市につきましては、先ほども申し上げましたけれども、40.2%ということで、全国平均を8%以上超えているため、現状では加算をされるというふうなことはないのではなかろうかと今のところ考えてございます。

しかしながら、今年度が最終年度、5カ年計画の最終年度でありますので、この国の定めております目標値 65%、これに少しでも近づくように、少しでも受診率を上げその目標値、これに近づけてまいりたいというふうに考えてございます。

○8番(荒金卓雄君) ぜひ頑張っていただきたいと思います。

もう1点。ちょっと時間がないので少し端折りますが、ことしの4月に国民健康保険法の一部を改正する法律というのが成立いたしまして、その中で4点打ち出されておりますけれども、きょうは、その中の2点目の財政運営の都道府県単位化の推進、このことに関してちょっと御説明をお願いいたします。

○保険年金課参事(勝田憲治君) お答えいたします。

今回の法改正による国保の都道府県単位化の影響についてですが、まず2点目の御指摘の財政運営の都道府県単位化につきましては、保険財政共同安定化事業を現行30万円以上の医療費を対象としています。これを1円以上として全ての市町村から医療費を拠出金で共同負担するということです。これにより給付の財政運営の都道府県単位化を推進することとしております。

- ○8番(荒金卓雄君) 要は国民健康保険、現在は市町村で運営されているわけですが、これが財政的に、全国的に赤字の団体が大半ということで、都道府県に移管をという話が出ておりますけれども、それがなかなか進まない中で、まずは都道府県のレベルで医療費の給付費の共同化というか、ベースを同じにしようというのが進んでいるのだと思いますが、もう1つだけ。いずれにしても、そういう都道府県単位化が推進された場合、別府市民にとって有利な方向に進む、このように考えていいのでしょうか。
- 〇保険年金課参事(勝田憲治君) お答えいたします。

今回の法改正では、医療給費の財政運営の都道府県単位化の推進を図るものであります。 これにより市民の保険料等がどの程度有利になるかにつきましては、現時点では不明確で あります。国保につきましては、現在も高齢化による1人当たりの医療費への増加が続い ておりまして、今後の国保財政も厳しい財政運営が見込まれております。

今後、国民の都道府県単位化に当たりましては、公費負担の拡充や増大する医療費の適正化を図ることが、国保制度の安定的な運営並びに被保険者の負担軽減にとって大変重要であると考えております。

○8番(荒金卓雄君) 断言はできないということですが、いずれにしても医療費が増大しているという背景がとまらない限りは、どういう形になっても厳しいのはやまないというふうに思います。その意味でも、最初にお話を伺いました特定健診、これで病気にかからない、また予備段階で早期発見して、治療費が余りかからない段階でストップをする、こういうのが結果的には国民健康保険の財政を助けるということを強くアピールしていただきたい。先ほど申しましたけれども、セイブ・ユア・ライフ・バイ特定健診。セイブ・アワ国保、バイ特定健診。こういうメッセージを出していただきたい、このように申し上げて、この項を終わります。

2つ目は、市税のコンビニ収納についてであります。

私も、今回少し調べる中で我が家の税金の通知、こういうのを少し見ました。これは、 浜田市長から私宛てに来て、これは軽自動車税。もう1個は、これは県です、県の普通自 動車税ですけれども、実はこれ、5月が締め切りなのです。私のは5月 15 日、軽自動車の1,000 円は、5月 15 日に私がポケットマネーで市役所、(「バイク」と呼ぶ者あり)あ、バイクですね、ごめんなさい、原付バイク。市役所で納めました。普通自動車は、実は5月の早いうちに来ていたのですが、実際に納めたのは5月 25 日、これは女房が、スタンプを見ますと、「1 A べっぷ日出」、この口座でしているのですけれども、なぜ私のは5月 15 日で、女房のが5月 25 日かというのが、おわかりですか。1,000 円私のポケットマネーで出せるわけです。こちらは3万 4,500 円。給料日を迎えてではないと正直なかなか厳しい面がある。

結局、納期は1カ月、2カ月、3カ月あっても、実際の納めるお金が整わなければ納付ができないわけです。必然的に月末、月後半にやはり納付というのが集中していくというのが実情なのです。ですから、これはちょっと恐縮ですが、浜田市長は失礼ですけれども、例えば御自分のところに届いた市民税のやつですとか、固定資産税のやつを御自分で見て、御自分で窓口に、また銀行に納付をされるとか、そういうのも私は非常に市民の目線という、市民の感覚を知るという上では非常に大事なことだと思います。

今回、コンビニ収納を取り扱うに当たって、全国的にどのくらいのコンビニ収納が行われているのかなということを調べたりしたのですが、ここはちょっとお尋ねします。現在、コンビニ収納実施の都道府県、また市町村、何件ありますか。

〇収納課長(三口龍義君) お答えいたします。

平成23年7月1日現在で、都道府県につきましては47団体、市区町村におきましては591団体となっております。また、大分県内につきましては、大分県税事務所が平成20年4月から自動車税について、市町村では大分市が平成22年4月から、宇佐市と日田市が本年4月から導入しております。

○8番(荒金卓雄君) そうなのです、都道府県は全部、47 都道府県行っております。大分県はさっき申しました自動車税、コンビニ収納をやっていますけれども、市町村になりますと、これはバラバラな感があります。特に大分県は、昨年までは大分市のみでした。それが、ことし24年度の4月から宇佐市と日田市がスタートしたということで、別府市はまだそこのスタート台にも届いていないところなのですが、私は、そのじれったさがあるのです。先ほど、納付期限が来ないとなかなか納められないという言い方をしましたが、市民の御意見を伺いますと、要は今、勤務時間帯がなかなか通常の5時、6時で帰るとかいうのではないのです。ですから、どうしても平日市役所に納めに来る、また身近な銀行の支店に納めに行くというのも難しい。また、奥さんも、女性も今働いているのが通常です。そうなると、今、ガス料金ですとか電話料金、携帯電話、こういうのが全部コンビニで今収納できているわけです、24時間365日。また、同じ自動車でも、県の普通自動車はコンビニ収納ができていますが、別府市の軽自動車のやつはできていない、そういう声を伺いました。結局、そういう納税のしにくい環境が、1つは市民の、滞納というとちょっと飛躍し過ぎるかもしれませんが、納税をおくらせているということが私はあるのだと思うのです。

そこで、まず日田市、宇佐市のことを少し、聞き取りでも御説明したのですが、現在、 市のほうで日田市、宇佐市の取り組みをどの程度聞いているか、それだけちょっと簡単に おっしゃってください。

〇収納課長(三口龍義君) お答えいたします。

両市に伺わせてもらったのですが、両市とも納税機会の拡大と納税者の利便性の向上が 図られ、将来的には徴収率の向上に期待できるものと考えてスタートさせたと聞いており ます。

○8番(荒金卓雄君) そうですね、結局、ああいうところ、ああいうところというか、宇佐市、

日田市、非常に広いわけです。わざわざ市役所にまで納税に来る、また近くの支店というのも少ないわけです。ところがコンビニは、郡部といえども設置が非常にふえている状況・環境を見て踏み切ったという英断だと思うのです。

それで、まず別府市には今使っている銀行の支店といいますか、支店数、それと比べて コンビニの現在の軒数、これはどのくらいありますか。

- 〇収納課長(三口龍義君) お答えいたします。
  - 市内の金融機関は59店舗、コンビニは48店舗となっております。
- ○8番(荒金卓雄君) コンビニ収納ができるようになると、一気に場所だけでも、窓口だけでも2倍近くになります。取り扱っている時間が、これは24時間ですから、通常の銀行、また市役所は8時間ぐらいと考えれば4倍の時間、また日数でいっても、土曜・日曜日が休みの市役所、銀行ですから、365日から52週として約100を引いて250日ぐらいです。ところが、コンビニは365日、100日の納税の機会が生まれるということなのです。ですから、そういう中で、私は、さらに、今、銀行口座への振替キャンペーンが進んでおるというか、この3年ほど取り組んでいるということですけれども、この3年間でキャンペーンを張って、実際の銀行口座の振替引き落としがふえた件数、それはどのくらいですか。
- ○収納課長(三口龍義君) お答えいたします。

口座振替キャンペーンで口座振替になった件数でございますが、平成 21 年度から始まりまして、平成 21 年度 276 件、平成 22 年度 249 件、平成 23 年度 445 件となっております。

- ○8番(荒金卓雄君) その3年間、今おっしゃった数字を足すと970件、3年間口座振替のキャンペーンをやって970件ふえたということです。ところが、実際に市民の方が市税を納める場合に、大きく分けて口座振替、これはもう1回登録をすれば毎月同じ日にちに、毎月というか、期が来るたびに引き落としがされますから、手間がかからない。それ以外の銀行に行く、また市役所の窓口に行く。こういう実際に足を運んで現金を持って行くという区別をしますと、その大体の比率、これがどのくらいあるのか。平成22年度の金額、件数でいったら、どのくらいになりますか。
- 〇収納課長(三口龍義君) お答えいたします。

平成 22 年度口座振替につきましては、1 万 8, 176 件、納付額 20 億 437 万 9, 673 円、金融機関、市役所の窓口納付につきましては、26 万 8, 974 件、納付額 66 億 9, 848 万 4, 284 円となっております。ただし、件数につきましては、金融機関等での窓口納付は、期別の納付を 1 件と数えていますが、口座振替は全納を 1 件と数えておりますので、正確な件数は把握しておりませんが、納付額より口座振替を利用されている割合は約 2 割となっております。

- ○8番(荒金卓雄君) 口座振替のほうが約2割ということです。ということは、8割の方が、やはり具体的に足を使って、車で行って窓口に現金を持って手作業でという手間といいますか、かかっているわけです。特に今、市役所の窓口は今の納付書を持っていけば済むといえばいいのですが、銀行は、公共料金の場合は、その納付書を持っていって、なおかつ銀行の納金伝票、それをさらに書く必要がある。それで出してやる。ですから、さらに手間が実際かかっている。簡単に言えば、別府市民の方の市税の納め方の8割近くは、何らかの不便さが伴っているという、これを破るのが、実はこのコンビニ収納になるわけです。もう、この議場にいらっしゃる方でコンビニに行ったことがないという方はいませんね。市民税で市役所の窓口に納めに行ったり、銀行の窓口に納めに行ったりしたということがない人は、案外多くいるのではないかと思いますが、コンビニに行ったことがないという人はおりません。今、このコンビニの収納が非常に広がってきている。これを今、別府市
- ○課税課長(工藤将之君) お答えいたします。

としてはぜひ取り組むべきと思うのですが、それに対しての見解はどうでしょうか。

地方税のコンビニ収納の実施につきましては、これまでも他都市の実施状況等を調査研究いたしてきたところであります。今後も継続的に必要に応じて事務処理の方法等につきまして、研さんしてまいりたいと考えております。

ただいま議員御指摘のとおり、納税者の方々が納税をしていただく上でコンビニ収納ができますと、利便性の向上が図られるということにつきましては、税務当局もその重要性を深く認識しておりますので、地方税のコンビニ収納を許容しております地方自治法施行令 158 条の 2 の規定の趣旨等を勘案しつつ、技術的な進展等もあわせ考慮した上で、課税課と収納課で適宜適切に事務を分配した上で相互に連携しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

- ○8番(荒金卓雄君) 前向きにという発言でありがたいのですが、どうしても実際やって いくと、これは経費が心配というか、問題になってくるわけです。このコンビニ収納は、 1件するごとに60円の手数料、実際は消費税がさらにかかって63円ぐらいらしいのです が、かかる。これが、コンビニ収納を導入すると新たな発生という懸念が言われるのです けれざも、実は私はちょっと調べましたら、これまでも徴収率の向上ということでいわゆ る納期前の全納納付をした場合の報奨金ですとか、納税組合の奨励金、こういうものを 長年続けておりました。そして、納税率を少しでも上げるというのに使われていたわけ ですが、これも私のほうが金額を申し上げますけれども、平成 22 年度で一応終了しました。 もうこの制度は廃止になっていますけれども、最終年の出費は、納期前納付の報奨金 というのが 3,400 万ぐらいです。そして、納税組合の奨励金というのが 823 万ぐらいあ ります。これを合計しますと、約 4,200 万。ですから、毎年納税率を上げるためにコスト として 4,000 万以上を毎年考えていたということなのです。それが平成 22 年、時代の変 化の中で打ち切るということでしたけれども、私はそのコストの投資を考えますと、今回 のこの手数料の60円、また、もちろん情報推進関係のコンピューターのソフト等の更新 というか、追加が必要にはなろうかと思いますけれども、それにかかる費用を考えても、 私は十分可能なコストの体制があるのだろうと思いますが、ですから、ぜひ早期に取り組 んでもらいたいのです、開始してもらいたいと思うのですけれども、どうでしょうか。
- ○総務部参事(浜口善友君) お答えをいたします。

平成 15 年に地方自治法の施行令が改正をされまして、このことによりましてコンビニ 収納が可能になったということでございます。なかなか別府市の場合にコンビニ収納が進んでいないというふうなことでございますが、なぜ進まなかったのかということでございます。

私が今考えるに、システム改修に多額の経費が必要になるというふうなことも1つの要因ではなかろうかなというふうに考えております。このことについては、平成26年度に税システムの改修が予定をされております。その中でコンビニ収納に対応することができるようなシステムにしましょうというふうなことで、現在準備中でございます。これが実現をしますと、システム改修に係る費用が、大きく軽減できるというふうなことでございます。このことも含めまして、市民の皆さんの納税の機会の拡大、特に市外の固定資産税なんかの、市外に居住する納税義務者の方がいらっしゃいますが、そういった方の利便性も格段に向上するというふうなことを考えておりますので、さらに今後、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○8番(荒金卓雄君) コンビニ収納が可能になるということは、別府市内でも 48 軒新たな 納付の窓口がふえるということです。ですから、今、別府市役所にある収納課の窓口は幾 つか知りませんが、それプラス銀行の支店数の窓口に加えて 48 個の窓口を、別府市が費 用をかけて新たにつくらなくてもふえる。実はこれは全国なのです。さっきおっしゃいましたけれども、大分市に勤務している場合に、大分市に行って、大分市の日中の時間帯の

ときにコンビニで別府の市税を納めることができる。福岡に出張中のときに、きょうはもう帰れない、月末だというときでも、夜中の12時までに近くのコンビニで納税も可能。これだけの納税の利便性を大きく広げるこの事業を、参事もおっしゃいましたけれども、費用も平成26年のコンピューターの基幹システムの更新というのに合わせれば、費用も本当に最小限で可能になるわけですから、それをぜひ進めてもらいたいということを強く申し上げまして、もうこの項を終了します。(「答弁をもらわなくていいのか」と呼ぶ者あり)市長、今のとおりですので。(発言する者あり)

では、3つ目のほうにまいります。

水道局の業務に関してですけれども、4月の市報に、4月1日から水道局業務を一部民間委託をしたということが出ておりましたけれども、この目的は何でしょうか。

〇水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

水道局では、平成22年に別府市地域水道ビジョンを作成いたしております。この地域 水道ビジョンを具体的に実施していくため、平成22年度から平成25年度までを第1期と した中期経営計画の中で、事業の効率化や組織機構の見直しなどを行い、委託可能業務を 精査し、経費の削減を図ることを目的としています。

- ○8番(荒金卓雄君) 今おっしゃった別府市地域水道ビジョン、私のほうもちょっと概略本ですが、読ませていただきました。そういう中で委託業務の見直しという項目がありますし、そういうものの1つかと思いますけれども、今回の委託業務の内容、そのまた委託業者名、これはどうですか。
- 〇水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

委託した主な業務は、水道局窓口に来局していただいた方に対する料金の徴収業務、また滞納整理業務、給水停止の執行及び給水停止の解除業務でございます。委託業者につきましては、九州総合サービス株式会社でございます。

- ○8番(荒金卓雄君) では、今回のこの委託業務によって得る費用効果、経費的に幾ら下がるのか、これはいかがですか。
- 〇水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

委託したことによる費用対効果につきましては、職員数の削減による人件費、また、その他の経費等を委託料から差し引きますと、1,200万円程度の経費の削減が見込まれるものと考えています。

○8番(荒金卓雄君) 今の経費の削減という面で取り組んでもらって、非常にいいと思うのですが、私は、この窓口サービスの重要性を水道局の方にも十分意識をしてもらいたい。よく市役所の窓口業務の対応に、時々クレームを伺ったりします。水道局も少なくとも水道料金をいただくというサービス業でございますから、その窓口が愛想がないとか、また機械的だとか、そういうことに私はやっぱりなってもらいたくないというふうに思うのです。

それと関連してですが、私の知っている市民の方から、水道料金を時々水道局に納めに行くのだけれども、別府市役所の庁舎の中になぜないのだろうか。あってくれれば庁舎の中でいろいろ用事を済ませて、そのついでで水道料金も納めることができるのだけれどもと、こういう御要望がありましたけれども、市庁舎内に現在のオンラインシステムをずばり持ってくる、端末を持ってくるというようなことはできませんか。

〇水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

市庁舎とオンラインでつなぐことは可能だというふうには考えています。しかしながら、 市庁舎内で料金を徴収することになれば、料金等に関する相談や申請など、そういうもの も受け付けなければならないのではないかというふうにも考えています。そうなりますと、 市庁舎内に水道局職員を配置しなければならないのではないかと思い、対費用効果的なこ とを考えると難しいものではないかなというふうにも考えています。

したがいまして、現行どおり市役所の庁舎内の大分銀行の出張所のほうで納付できますので、そちらのほうを御利用していただきたいというふうに現時点では考えております。

- ○8番(荒金卓雄君) これは、要は取り扱い件数との兼ね合いということももちろんあるでしょう。大半が銀行振込とかで済んでいる中で、水道局にわざわざ納付をするというのは、ちょっとお話を伺いましたけれども、督促を受けていたとか、今月どうしても口座振替が落ちずに心配して納めに来たというようなケースということですが、せっかく今おっしゃった市役所内に大分銀行の出張所があって、そこでほかの税金と同じように水道料金も納めることができる。だけれども、私もちょっとそういうことを伺って改めて大分銀行の出張所を見に行ったのですが、そういうPR、表示が全くないのではないですか。むしろそれをおっしゃるのであれば、ここでも水道料金を受け付けていますよというような大きな表示を私はするぐらいあってほしいと思いますが、どうですか。
- 〇水道局営業課長(速水 孝君) 広報等のことにもなろうかと思いますけれども、今、自主的に納付していただいている方の納付書等の裏に今後作成するときに、そういう広報を市役所内の大分銀行出張所でも納付することができますよというような広報もしたいと思いますし、ホームページ等についても、そこら辺については前向きに検討して、できるようにやっていきたいというふうに思っております。
- ○8番(荒金卓雄君) それを、ぜひお願いします。

もう1つ。ちょっと最後に、水道料金の福祉還付制度というのがありますけれども、これ、平成11年からもう10年以上続いておりますけれども、最新の市内の対象者数、還付を実際にした申請者数、その還付率といいますか、申請率、これは現在どういうふうになっていますか。

〇水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

最新の平成 24 年 6 月 1 日現在で、還付対象者数は 1 万 1,481 人となっております。それに対して還付の申請者は 6,660 人でございます。申請率につきましては 58.0% となっております。

○8番(荒金卓雄君) 別府独自の水道局が取り扱っている還付制度、福祉還付制度という ことですので、十分市民の皆さんに伝わって、利用者がじわじわふえていくように努力を していただきたいということを申し上げて、この項を終了いたします。

次に、3つのワクチンの定期接種化についてをお伺いいたします。

ことしの5月23日に厚生労働省の予防接種部会というところが、3種のワクチンの定期予防接種化を進めるということを提言しました。これはヒブワクチン、小児用の肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんのワクチンということですけれども、これは、ここ数年、実際はもう国の措置で無料で受けられているのが続いておりますけれども、その受診接種率、これはこれまでどういうふうになっていますか。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3つの任意のワクチンにつきましては、平成22年度より子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業として実施をしております。

接種率でございますが、子宮頸がん予防ワクチンでは80.9%、ヒブと小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、最も感染しやすく重症化しやすい1歳未満児における接種率といたしまして、ヒブワクチンでは91.9%、小児用肺炎球菌ワクチンは88.3%となっております。

○8番(荒金卓雄君) 接種率が80%台、また90%台ということで高いだろうと思いますが、 今回、まだ決定ではありませんけれども、定期接種化ということになりますと、財源的に 市の負担はふえるのだろうと思いますけれども、どのくらいふえる予定というふうに考えていますか。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

現在、これら3つのワクチンは、特例交付金として国から対象経費に対し2分の1の助成を受けております。これが、現行の予防接種法による定期接種となりますと、全額市の経費負担となります。定期接種となった場合の影響額は、平成24年度の予算額で御説明いたしますと、3ワクチンの対象経費が9,400万円でございますので、この全額が市の負担になるということになります。

- ○8番(荒金卓雄君) 私なんかはちょっと、最初そういう定期接種化になると、全額何か 逆に国が持つようなイメージを持っていたのですが、実際は市町村が逆に 100%の負担と いうことですね。望ましいことではありますから、負担があろうとも継続、決まった折に はしっかりやって、また接種率を上げていくという努力をしてほしいと思うのですが、現 在、平成 24 年度まではまだ無料で受けられるわけですから、3 ワクチン接種に対する広報、 これはどういうふうに今なっていますか。
- ○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

啓発につきましては、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する、「こんにちは赤ちゃん事業」など、保健師の訪問指導の際に予防接種の啓発に取り組み、さらに乳幼児健診時においても個別に接種勧奨を行っております。

また、子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては、中学の入学説明会等において保護者の方に予防接種の説明を行ったり、学校等を通しまして接種勧奨文の配布等啓発を行っております。

今後も、予防接種の必要性、有効性の啓発に努めるとともに接種率の向上を図っていき たいと思っております。

○8番(荒金卓雄君) 実はもう1つ、私が今回のこの3ワクチンの定期接種化を聞いてうれしかったのは、実は平成22年の9月の定例会のときの議員からの意見書を出している中に、この3ワクチンの定期接種無料化を求める意見書を実は採択しているのです。当時、そういう要請もあったというのもありますし、国の施策で、国の半分と市町村の半分ということで進めている中で、これを恒久化していくために定期接種化をぜひ求めるという意見書を出しております。私は、これを別府市が出したから厚労省が聞いたとは思いませんが、しかし、やっぱりこういう意見書の重要性というか、やっぱりその時代に合った意見書が、またそういうふうに国等の動きにきちっとつながっていっているのだなというのを改めて思いました。

健康づくり推進課のほうは、なかなかそういう広報から、また実際の受診率、接種率を高めるというところから、また負担が新たにふえるということで、いろんな御苦労があろうかと思いますけれども、命を守る政策でありますので、ぜひ続けて取り組んでいただきたいということを申し上げまして、この項を終了いたします。

最後に、防災シティマップについてお伺いします。

今回の定例会でも何回か、この防災シティマップのお話が出ました。私も3月の下旬にいただきまして、私は、こういうのをもらうと、もうとにかく見るのが癖なのです。端から端までというと、ちょっと大げさですけれども、とにかく読みたくなるというのがありまして、そういう中で少し疑問に思ったこと、その辺を聞かせていただきたいと思うのです。

この地図の中にいわゆる避難所、一時避難所、また収容避難所が出ております。また、 末尾のほうには一覧表として 121 カ所の避難所の一覧が出ておりますけれども、よく見て いると、実は別府市役所がこの避難所に指定されていないのです。あらという思いがした のです。実は今回、この5月、6月で私なんか単独、単独というか個人的な市政報告会というのを何カ所かで持ちましたけれども、この防災マップは間違いなく届いている。だけれども、「読んでいますか」と言うと、「ううん」という声で、「市役所が実は避難所になっていないのですよ」と言うと、「ええっ」という声がやっぱり上がるのです。市民の自然の感覚からすれば、逆に一番安心できる避難所ではないかというぐらいあろうかと思うのですが、どうして市役所は避難所指定をしていないのか。これはいかがでしょうか。

○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

災害発生時は、市役所内部に災害対策本部が設置されることと、一部窓口業務などの通常業務が継続して行われると考えられ、市民が避難することで混乱を招くおそれがあるため、基本的に避難所には指定しておりません。

- ○8番(荒金卓雄君) そういう説明を受けると、一応はそうかなというのは思うのです。 だけれども、市民の方の自然の感情としては、やっぱり市役所が何か一番当てになる避難 所ではないかなというのを思うのですけれども、逆に「市役所は実は避難所ではありませ ん、御承知おきください」、こういうはっきりした広報、お知らせというのは、逆にやら ないのでしょうか。
- ○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

今回作成いたしました防災シティマップに掲載していないことをもって、市役所が避難 所ではないということの周知と考えておりますが、今後、自主防災会を通じて市民の方に も周知していきたいと考えております。

- ○8番(荒金卓雄君) そうですね、否定的な面をやっぱりはっきり伝えるという、否定的というとちょっとあれですが、市役所はとにかく災害避難所ではないということをしていくのも私は、むしろ市役所は対策本部に専念します、こういう肯定的なメッセージを、もちろん市民の方が避難で駆け込んでくれば、「できませんよ」というような断り方をするようなことはとんでもないことだと思いますけれども、要は市役所の位置づけとして、対策本部に専念するのです。ですから、皆さん方はお近くのこの防災マップに載っている避難所を十分頭に入れて御利用ください。こういう呼びかけを、私は、少なくともこの防災マップをつくって1年間ぐらいは折あるごとに、いろんな会合のときに蛇足、蛇足というのはあれだな、わざわざでも言うぐらいの広報をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。もう一度。(「指定があってもなくても避難所だ」と呼ぶ者あり)
- 〇自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

現在では指定避難所としてはなっておりませんが、災害の規模によりましては、当然市役所が大丈夫で、近隣の避難所が使えないということもありますので、その際には臨機応変に対応していきたいと考えております。

○8番(荒金卓雄君) 大変前進した御返事を、ありがとうございます。(発言する者あり) 別府市役所が、とにかく対策本部に専念するという中で避難所として活用できるのは否定できないというふうに思います。

もう1つ、別府商業高校と別府青山高校、鶴見丘高校、こういう高校が、やっぱり避難 所の指定になっておりませんが、これはどういう理由ですか。

〇自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

別府商業高等学校及び県有施設であります別府鶴見丘高等学校、別府青山高等学校、別府羽室台高等学校の4校につきましては、地域防災計画におきまして、大規模災害時の県外などからの広域応援隊の駐車場及び宿泊地等の活動拠点として確保しているところでございます。しかし、羽室台高等学校に限っては、近隣に収容避難所が不足している現状から、県の教育委員会にお願いして収容避難所としての位置づけを行っているところであります。

○8番(荒金卓雄君) 先ほどの市役所の位置づけとも重なりますが、多くの市民の方は、やっぱり近くにある公の建物は、避難所として見たい、映るわけです。だけれども、それが今おっしゃったような県の立場としてのほうから、避難所とは指定していないということも、また、御近所の方とかにも町内の方なんかにも、逆にそういう御説明を丁寧にしておくという必要は私はあるかと思います。

もう1つは、今回、海抜表示、海抜のメートルが、この一覧表の中に入りました。また、地図の上でも海抜10メートルを示す青いずっとラインが、私は、「安全の命のセイフティライン」、「命の10メートルライン」というぐらいの命名をして、市民の皆さんに意識づけをしていく必要があるのではないかと思うのです。海抜10メートルまで逃げれば絶対安全というわけではもちろんありません。だけれども、今回の見直した大震災・大津波のときの想定、津波の高さからすれば、この標高10メートルまで駆け上がれば何とか大丈夫。それが、幸いJRの日豊本線とほぼ重なるようなところにあるわけですから、余計わかりやすいわけです。ですから、私は、「命の10メートルライン」、「セイフティ10メートルライン」、そういうような意識づけが残るようなものをやっていただきたいというふうに思います。

もう1つ。この一覧表は、校区内で一覧表が出ているのですが、実はせっかくこの海抜表示というのを今回入れたわけですから、思い切って海抜表示順に並べかえて、これを出すかどうかは別にして、海抜順に並べかえますと、安心できるところ、ほどほど安心できるところ、ちょっと注意が必要だ、これは要注意だ、こういうゾーンの位置づけができると思うのです。そうすれば、万が一何かあったときには、この121カ所を均等に見るわけにはもちろんいかないわけです。絶対大丈夫というところは、ある意味では――津波の場合ですよ、津波の場合には――ある意味では後回しでも安心できる。一番先に取り組まないといけないところはどこかというところが目に見える形で見えると、不安はあるという意味ではなくて、注意を喚起するという面で必要ではないかなというふうに思います。

また、もう1つ。せっかくこういうのが各戸に行くのですから、私は思ったのです、「我が家の災害時のチェックシート」というような1ページがあって、我が家の逃げる避難先はどこどこですというように書く枠が、そういうようなページがあって、じかに書いてもらうと、またこれを配ってちょっと見るという契機づけにもなると思ったのですが、そういう面はどうでしょうか。

- 〇自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。
  - 議員御提言の件につきましては、次回、防災ガイドマップ作成時に十分配慮いたしたい と考えております。貴重な御意見を、ありがとうございました。
- ○8番(荒金卓雄君) もう1つですが、これはちょっといかんともしがたい部分もあるかもしれませんが、避難所の分布が市内の人口密度、住民の多い少ないに合って避難所の軒数が適切に決められているかどうかというところはどうでしょうか。
- ○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。
  - 現在、避難所につきましては、教育施設などの公共施設を中心に指定を行っております。 今後、新たに国・県による災害想定が示された段階で、避難対象者数に対する収容避難所 箇所数の見直しを行い、地域ごとの適切な避難所数の確保に努めていきたいと考えており ます。
- ○8番(荒金卓雄君) いずれにしましても、この防災シティマップは大変な力作です。また、 貴重な情報がいろいろ入っています。ですから、市民の方が、これ、どこに行ったかなと いうようにならないように……
- ○議長(松川峰生君) 荒金君、マイクを上げて話してください。
- ○8番(荒金卓雄君) 折があるごとに、きょうは実はこの防災マップを皆さんと一緒に勉

強しようと思いますというような企画を、ちょっと息長くやっていただくと、これを発行 したのが生きてくるのではないかなということを申し上げて、質問を終了します。

○5番(森山義治君) 昨年、別府市議会議員に初当選させていただきまして、あっという 間に1年が経過をいたしました。この間、私なりに一番勉強になったことは、命の大切さ であります。御存じのように、昨年3月 11 日に発生した東日本から関東太平洋沖を襲っ たマグニチュード9の巨大地震と津波、さらに原発の恐ろしさです。日本列島は、この戦 後最大の壊滅的な災害以降、各自治体や各地域で防災対策の見直しや各種災害に対する訓 練、特に津波に対する避難訓練に再度目を向けた1年であったと思います。今も毎日のよ うに福島原発の情報や、政府は、6月16日に再稼働を決定した大飯原発、3、4号機の 再稼働について、今後も含め国会や自治体などで熱く議論されておりますし、被災地の瓦 れき処理につきましても、さまざまな意見があり、大分県内では津久見市、また福岡県で は北九州市で瓦れき受け入れを8月より行うことを決定いたしましたが、これまでに瓦れ き搬入をめぐり逮捕者が出ましたし、小学生の修学旅行は取りやめになるなど、日本各地 で話題となっております。このことは、放射能の安全基準が信じられないことや風評被害 を心配する市民が、安心・安全がもう信じられない、将来、子どもたちへの健康不安など、 納得していないことです。特に津久見市では、御存じのように、5月 27 日に試験的に受 け入れを市長さんが表明いたしましたが、6月4日に一時撤回しました。このことは、周 辺地区の受け入れ反対など、広島、長崎、福島を教訓に3度と放射能被害を絶対出しては いけないという市民の熱い思いからです。

そこで、別府市では、津波対策については、亀川、中央、南各小学校や各地域で避難訓練を実施いたしました。また海抜表示板の設置、津波警戒標識の設置、防災シティマップの作成、津波避難ビルの指定、防災士の育成、エリアメールの導入など、さまざまな事業で防災対策事業に取り組み、市民意識も高まったと認識をしておりますが、原子力防災対策も重要であると考えております。

そこで、まず、瓦れき処理についてお尋ねいたします。

環境省の推計で福島県の瓦れきおよそ 208 万トンを除き、岩手県 476 万トン、通常のおよそ 11 年分、宮城県 1,569 万トン、通常のおよそ 19 年分に当たる量を広域処理とするとの方針を打ち出し、全国の各自治体に協力要請をしております。広域圏事務組合の事業でありますが、別府市にこれまで瓦れき処理について反対、あるいは慎重にというような一般市民、あるいは市民団体からの意見書や要請書などが来ているとお聞きしますが、どういう状況でしょうか。

○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

昨年の東日本大震災以降、今月6月17日、日曜までに瓦れき処理について市民などから市に寄せられた意見等の状況について、御報告いたします。

別杵速見地域広域市町村圏事務組合にメールで11件、電話で6件、市のほうにメールで5件、市民団体からの申し入れ1件の、合計23件の意見等が寄せられております。

御意見の内容は、いずれも瓦れきの受け入れに反対するというものでございます。御意 見・御要望につきましては、真摯に受けとめております。

- ○5番(森山義治君) 瓦れきの処理については、市としての考えは、きのうお聞きしましたけれども、市民から、いずれにしても反対という電話やメール、あるいは要請書が来ているとのことですけれども、別府市としてそれについてどのようにお考えでしょうか。
- 〇企画部長(大野光章君) お答えいたします。

市民からの意見・要望、これにつきましては、実際内訳としましては、市外、県外の方が半分以上となっております。全国的に反対の声の広がりが、各自治体に来ているものと考えております。当然こういった御意見については、真摯に受けとめ、別府市としても考

えていかなければならないと思います。

なお、焼却処理、これについては広域圏のほうに別府市は委託しております。この中で、 昨日答弁させていただきましたとおり、広域圏については現状の処理能力、こういったこ とから県のほうにすでに受け入れは不可能という回答をさせていただいております。

ただし、今後、2年、3年先になりますけれども、新しい施設になったときにどうかということについては、状況を見ながらの検討も1つの視野にありますので、当然そういった反対の御意見、安全性、当然確保しなければなりません。その段階で、また2市1町の判断ということになってこようかと思います。

○5番(森山義治君) 広域圏事業ということで、当然別府市だけでは判断できないと思いますけれども、焼却炉の老朽化で受け入れに余裕がないということで、ひとまず安心をいたしました。

次に、前回3月の定例議会で穴井議員さんが、大気中の測定状況を質問したときに、別府市では独自に放射線量の測定はしていないとの答弁でしたが、人間が放射能を浴びたときの影響をあらわすのに使う単位ですが、調べましたところ、放射性物質を含む食品からの被曝線量の上限を年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定し、放射性セシウムについては、1キロ当たり飲料水は10ベクレル、牛乳及び乳児用食品は50ベクレル、野菜や穀類、肉、卵などでは100ベクレル以下と、24年、ことしの4月1日から新基準値に厚生労働省は施行しました。

また、これを超える食品は、食用に回らないようにと自治体に求めているとしておりますけれども、別府市では、食品についての検査を実施していますでしょうか。同時に、別府市でとれた生産物については、定期的に放射能濃度等数値をはかったりしておりますでしょうか。お尋ねします。

○健康づくり推進課長(甲斐慶子君) お答えいたします。

食品に関する検査について、お答えをさせていただきます。

別府市では、食品に関する検査は行っておりません。通常、食品の検査は、国の指針に基づき都道府県において食品衛生監視指導計画を作成し、これに基づき各保健所等にて検査が行われております。大分県では現在のところ、食中毒原因微生物や残留農薬など検査を実施する中で、放射性物質についても国の基準値をもとに検査する予定としており、今年度の検査の期日は未定とのことでございます。

また、8月に民間団体に委託をして買い上げ検査を行う際に、放射性物質についても検査を行う予定とのことです。

なお、基準値を超える食品が県内に流通した場合には、緊急の放射性物質検査を実施すると聞いております。

健康づくり推進課では、健康の増進、病気の予防という観点から、現在、食品衛生につきましては、食中毒予防の啓発等に取り組んでおりますので、放射性物質につきましても、情報提供等をしていきたいと思っております。

○農林水産課長(安部恵喜君) お答えをさせていただきます。

農産物の検査ということでございます。現在、別府市内で生産されている米につきましては、平成23年産より出荷時に放射線量測定器を使いまして、放射線の測定を行っております。このお米につきましては、別府市内の小・中学校で学校給食で使われているという状況でもあります。

また、別府市内で生産される野菜や花につきましても、生産されている場所にJAの職員が調査に行きまして、放射線の測定を行っております。このほかにも残留農薬の検査や生産履歴の記帳など、別府市で生産される農産物の安全確保のために、JAと協力して取り組んでいるという状況であります。

○5番(森山義治君) 別府市内の農産物について、安全性がよくわかりました。しかし、国内中の食品が現在流通している中で、今後いろいろな事件が起きてくると考えられます。どこが担当するかといえば保健所でしょうが、市としても対応する準備が必要と思います。震災を受けて国民全体で復興に向けてという、心情的に助け合う、支え合う重要性はよく理解しておりますが、御存じのように震災瓦れき処理につきましては、津久見市では試験的に太平洋セメントが一時受け入れを表明し、一時撤回しました。経緯の中で焼却灰をセメントに混ぜることが心配されました。瓦れき受け入れに反対する方が言いますように、放射能はセメントにしても拡散されることは御承知のとおりです。瓦れきの安全性を確認してからとしておりますが、瓦れきの中にはコンクリートの塊などいろいろ入っておりますでしょうし、数カ所だけ放射性濃度の数値をはかるなど、サンプル調査では完全ではないという思いも理解できます。セメントは、いろいろな工事で使用されますので、別府市でも使用されることが考えられます。特に市民の意見を最重要視しながら、慎重に事を進めていただくことが大事だと思っております。

次に、広域圏の問題になりますが、過去に宮崎の口蹄疫や鳥インフルエンザなどの問題が発生しましたが、特に瓦れき処理について主な問題点を調べてみました。

原子力規制法では、原子力施設内における放射性廃棄物の処置として、放射性セシウム 1キログラム当たりに 100 ベクレルをクリアランスレベルとしておりますけれども、これは原子力施設内の処置レベルであり、一般では通用しないのではないか。焼却すればセシウムは凝縮され濃度が上がるし、また焼却灰の処分方法はないのではないか。環境省の埋め立て基準を 1 キログラム当たり 10 万ベクレル以下としておりますが、規制法では 1 キログラム当たり 8,000 ベクレルとなっており、数値が矛盾している。焼却によって地域住民、自治体の職員が被曝する危険性が考えられるのではないか。震災によって生じた瓦れきには、アスベスト、ヒ素、六価クロム、PCBなどの特別管理産業廃棄物、有害な化学物質、貴金属が含まれており、これらを完全に分別できないのではないか。塩分を含んだ瓦れきは、かなりの高温でないとダイオキシンが発生しその処分ができないのではないか。また、気仙沼の地元は、地元で実施すれば助成金があり雇用も生まれる、税金を使ってまで全国に運び出す必要があるのかなどの問題点が主にありました。

広域圏に関する問題がさまざま発生する中、瓦れき処理を初め、市として適切な対応が とれる体制が必要と思いますが、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

瓦れき処理に係る焼却灰の問題など、さまざまな課題を今御指摘いただきました。市全体の体制という観点から、お答えさせていただきたいと思います。

東日本大震災と福島原発事故を転機に、社会情勢は大きく変化しております。我々自治体も大変難しい問題に直面していると考えております。放射能物質による食料品や大気の汚染、それから健康被害、それから計画停電の問題など、市民生活への影響が広範囲に及ぶ事態も想定されます。

先ほどもお話があったように、鳥インフルエンザ対策の問題などがこれまでもありましたけれども、広域的で複雑かつ高度な専門性が要求されております。1つの課だけでは対応が難しく、新たに発生する問題に対し既存の組織体制が追いついていない現状もあります。国や県との縦の連携を図るとともに、庁内の関係各課が情報を共有しながら、横の連携をしっかりと組む必要があると思います。今後、発生が予測される諸問題に対して対応窓口を決めておくなど、いざというときに混乱を招かないような体制づくりが必要というふうに考えております。

○5番(森山義治君) ありがとうございました。津久見市では一部ですけれども、夫婦で も意見が分かれているとお聞きしました。反対すれば会社を解雇になるのではないかとお びえながら賛成、奥さんは、将来の子どもたちへの健康不安を考えて反対など、まちが二分されるのではないかとの不安が漂っているとお聞きしました。また、御存じのように今市議会本会議で熱く議論されております。先ほども申しましたように、瓦れき処理につきましては、慎重に事を進めていただきたいとお願いします。

次に、原子力防災計画についてでございますが、御存じのように、原発は6月15日現在、福島原発を除いて50基全機停止しておりましたが、16日に、政府は電力不足を補うために大飯原発3、4号機の再稼働を決定し、7月下旬にフル稼働を目指し準備作業に入りました。しかし、今後も電力不足で企業が海外に移転する、あるいは貿易赤字になる、化石燃料費がふえ、電気料金が上がる。さらには自治体の財政難、雇用の問題、また、インドとFTA協定を締結していること、原子力機器の輸出で経済力を高めようとすることなど考えられます。伊方原発を初めほかの原発再稼働が予想され、国民の関心を高めております。国民は、福島原発事故を受けて唯一の被爆国でありながら、高度成長期に安全・安心を軽視し、平和利用と訴えながら国策として推し進めた原発推進政策は、間違いではなかったのかなと多くの国民は気づき、さらに学んだと思われます。ドイツでは、御存じのように脱原発政策に切りかえました。

今後、自然再生可能エネルギーへの転換は大事ですけれども、反面、国は、原発関係で働く労働者に対して責任があるにもかかわらず、全然考えていなかったように感じ取れます。このことが、原発関係で働く家族を含めた労働者に生活不安をあおらせております。電力会社は、リストラなどを推し進めておりますが、リストラに遭えば職を失い、生活保護などが予想され、社会保障がふえてまいります。リストラなどをせずに、ワークシェアリングなどが先ではないかと思っている人は多いと思います。

さて、四国の伊方原発は、別府市から 50 キロ圏内に入っておりませんが、佐賀県の玄海原発を含め、気象状況次第では気流により放射性物質を拡散することや、瀬戸内海の汚染も危惧されます。そこで、大分県各市町村の防災計画見直しは、7月上旬に出そろうとしている中、原子力防災に関する項目を盛り込む市町村は、大分市、宇佐市の両市と掲載されていました。有事法制には定められておりますけれども、福島原発事故では大型バスを利用して避難していることを鑑み、また、他の災害時を想定したときに市内の各公共交通機関にある大型バスの所有台数の把握や、各会社と災害時避難に対する協定を締結することも重要と考えます。また、支援者を必要とする障がい者や高齢者は、バス・タクシー会社と協定を締結するなど、防災計画見直しの1つと考えます。別府市も原子力防災に関する項目を盛り込むことも必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○自治振興課参事(月輪利生君) お答えいたします。

大分県内では、原子力発電所は存在しませんが、近隣の四国には伊方原子力発電所、九州には玄海原子力発電所、川内原子力発電所がございます。これら原子力発電所の事故に際して国・県から新たな原子力防災に関する対策が示されていない現状では、単独市での対策は難しいと考えております。しかしながら、市内には医療機関などで放射性物質を取り扱う事業所もあることから、放射性物質事故に関する対策が必要と考え、大分県や他市と同様に放射性物質事故対策として、今年度中に本市の風水害等対策編の中で対応していきたいと考えております。

また、災害時の避難に際して大型バスなどによる輸送に関する御提言をいただき、ありがとうございます。この件に関しまして、防災会議の委員に公共交通機関の事業所も含まれており、また、地域防災計画の輸送対策の中にも民間車両の借り上げを明記しておりますので、今後、関係機関との連携を図っていきたいと考えております。

○5番(森山義治君) わかりやすく説明をしていただきまして、ありがとうございました。 宇佐市と大分市の内容もわかりました。 ほかに、別府市は火山地帯にあり、由布・鶴見山の噴火や、明礬地区などでガスの発生 も考えられますので、今後の防災計画の見直し作業の中で検討項目にしていただきますよ う、お願いいたしまして、次の質問に入ります。

次に、再生可能エネルギーの水力、バイオマス、風力、地熱、太陽光などの中で住宅用発電システムの普及率は、全国5位までに大分など九州4県が入っております。また、発電量の全量買い取りを電力会社に義務づける、固定価格買い取り制度が7月から始まることへの期待もあります。

そこで、別府市で太陽光パネル設置の普及率はどのくらいでしょうか。また、太陽光エネルギーでパネル設置をする住宅に対する補助制度は、どのようになっていますでしょうか。お尋ねします。

○環境課長(伊藤 守君) お答えいたします。

太陽光発電協会等の調べによりますと、別府市単独での住宅用太陽光発電システム普及率は表記されておりませんが、平成23年度末現在、大分県全体での普及率は5.4%となっております。

県の補助金を利用して住宅に導入された方の状況を県に問い合わせてみますと、平成22年に131件、平成23年に87件、別府市での実績があったと聞いてございます。

また、大分県環境白書によりますと、住宅用を除く施設等では、平成23年3月末現在で大分県で述べ226件、別府市で述べ19件の導入となっており、県内の集合住宅での設置状況は、平成22年度の累計で119件の導入となってございます。

平成24年度の太陽光発電システムを導入するに当たっての補助金制度につきましては、国から1キロワット当たり3万円、もしくは3万5,000円の補助となっており、県では平成23年度で補助金制度は終了したとのことでございます。別府市につきましては、現在、補助制度を設けてございません。

7月1日から再生可能エネルギー特別措置法による再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートし、電力買い取りが促進され、再生可能エネルギーの普及が見込まれますが、それによって電力買い取り価格に含まれる発電コストは、通常の電気料金に転嫁され、一般家庭や事業所が負担する形となります。太陽光発電システムによる売電価格、いわゆる使い切れずに余った電気を購入する費用を支えるために太陽光発電システムを導入していない御家庭にも、太陽光発電促進付加金として負担をしている現状もあり、普及するための1つの策として補助制度という方法も考えられますが、現時点での状況を考えますと、先ほど申し上げました付加金として負担を強いられた上に、各自治体で太陽光発電システムに初期投資をして設置できる特定の御家庭に対する補助制度という形で税金を投入することにつきましては、経済産業省が、今週の月曜日でございますが、6月18日に告示されております買い取り価格や買い取り期間等の告示内容を踏まえて、公平性等の観点からも慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

○5番(森山義治君) 買い取り制度で各家庭に付加金を及ぼすというような問題もありますけれども、大分県では、補助金は、助成金は終わっているということですけれども、別府市独自で助成していただきたいという市民からの意見も聞いております。財政面も厳しいと思いますが、また検討課題の1つにしていただけたらと思っております。

とりあえず啓発活動です、今度。啓発活動として公的施設が進まなければ、啓発効果がありません。青山小学校・中学校に今後太陽光パネルが設置されるとのことですけれども、長野県飯田市では、募金によって保育所に旧型の太陽光パネルを設置しておりますし、市民から出資を受け、個人住宅向けのファンドもできているとお聞きをしております。先進例を調査して、よいことであれば、後に続くことも大事なことと思います。啓発活動にさらに取り組んでいただくことが重要です。

別府市で、ことしの節電目標を7月11日から9月30日まで、2010年度比でエレベーターの停止やパソコンの電源を本体内のバッテリーに自動的に切りかえるソフトウエアの導入など、13%の削減目標を目指すとしておりますけれども、行政として、今度は企業や市民に対してはどのような啓発を考えておりますでしょうか。

○環境課長(伊藤 守君) お答えいたします。

節電に関する啓発につきましては、市報7月号に掲載を予定しており、市のホームページにも節電への御協力のお願いを掲載してございます。また、当課が発行しています広報紙、環境新聞「エコ湧~く」6月号では節電の特集を組みまして、各自治会で回覧をしていただいていると同時に、市内各小学校4年生から中学校3年生までの全クラスに配布を行い、環境教育、環境学習の一助として参考にしていただいております。

節電啓発イベントといたしましては、6月8日に九州電力の別府営業所の方とともに、ゆめタウン別府で節電協力の呼びかけと苗木の配布を行っております。また、6月23日には、こどもエコクラブが主催するキャンドルナイトイベントに参加協力し、不要な電気を消して、ゆったりとした時を過ごすことの大切さを子どもたちに知ってもらうイベントを、また7月7日には、駅前で節電のための啓発イベントを計画してございます。

○5番(森山義治君) 行政としての、啓発活動をしているというのはわかりました。東日本大震災以降の原子力発電所の相次ぐ停止、そして、福井県大飯原発の再稼働を初め、ほかにも原子力発電所の再稼働が議論される中で、節電はもとより再生可能エネルギーの転換は不可欠であると思います。一気に進みそうでありませんけれども、最近、九州電力管内でも計画停電の可能性があると報道されており、非常に不安を感じております。これが実施されると、市民生活はもちろん、行政サービスにも影響が出ることは間違いありません。そういった意味では、これまでの原子力発電を推し進めた政策がもたらしたツケであり、ある意味では災害と言えるのではないでしょうか。当然このような大規模な電力の供給不足は、国はもとより地方においては、なおのこと想定外であったと思います。夏の供給不足を市民全体で解消するためにも、例えば難しい問題でありますけれども、一般市民に対し夏休みなど一定期間を定め、入場料を必要とするレジャー・サービス業や娯楽施設や公共交通の運賃、あるいは公営施設が自主的に入場料を割り引くなどしていただければ、特に昼間の外出もふえ、1つの節電方法とも考えられます。行政として強制はできませんけれども、一般家庭や企業を含め、とにかく自治体、市民が一体となり、最大限の節電に期待をいたしまして、次の質問に入ります。

公共交通に対する規制緩和の弊害についてでございますが、御存じのように、ことしの大型連休の4月29日、日曜日の午前4時40分ごろ、関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において、高速ツアーバス事故が発生をいたしました。この事故、死者7名、重軽傷者39名という大惨事でありました。直接的には運転手の疲労による居眠りが第1原因のようです。国交省が特別監査を実施した結果、走行ルートなどを記した運行指示書の未作成、乗務前に健康状態を確認する点呼やアルコールチェックの未実施、特に重要なのは、道路運送法で禁止されております日雇い雇用など違反件数は30項目以上と言われております。このことは、2002年の貸し切りバス事業の規制緩和で、免許制から許可制に変わり、その後、新規バス事業者の乱立による過当競争で、安全・安心を置き去りにした、ただ安ければよいという考え方で運賃ダンピング競争が現在も横行し続けております。その結果、賃金の低下や労働条件の悪化、整備不良車両による運行が顕著となり、安全運行の確保も懸念されるような状況となったからであります。また、ダンピングによる、より安い運賃を利用し、高速乗り合いバス類似行為ともとれる安全・安心が置き去りにされた高速ツアーバスが出現をしたものです。

今回の事故を初め、これまでに発生した公共交通機関の事故によって多くの利用者が犠

牲になりました。こうした多くの尊い命の犠牲があって、ようやく改善に国は動き出す姿勢が見られております。いかに貸し切りバスを安いというだけで利用することは、多大な危険が伴うということが証明できます。

そこで、お尋ねします。別府市市長部局では、年間どの程度バス事業者から貸し切りバスを借り上げていますか。また、教育委員会はどうなっていますでしょうか。

○財産活用課長(原田勲明君) お答えいたします。

市長部局におけるバス事業者への貸し切りバスの借り上げでございますが、当課で調査をいたしました結果、4件のバスの借り上げがございます。

○学校教育課長(古田和喜君) お答えします。

教育委員会としましては、学校が利用するバスを借り上げることは、基本的にありません。したがいまして、業者決定の基準はありません。(136ページに訂正発言あり)

- ○5番(森山義治君) 教育委員会では、直にないということですね。バスを借り上げるときに業者の決定をする場合、選定基準などは設けていますか。基準があれば教えてください。
- ○財産活用課長(原田勲明君) お答えいたします。

市長部局でございますが、この4件とも日帰りの事業でございます。選定基準等は設けておりません。本市の登録事業者の中から見積もり合わせ等によって事業者を選定しております。

- ○5番(森山義治君) 見積もり合わせなどによって業者を選定しているとのことですけれ ども、業者選定のときの主な決定事項は何でしょうか。
- ○財産活用課長(原田勲明君) お答えいたします。

平成23年度のバスの借り上げにつきましては、別府市契約事務規則第37条の規定に基づき、登録事業者に見積書を徴し、見積書が妥当であると認められた場合、また2以上の見積書を徴した場合には、それに加えて見積もり価格を対比することにより、業者選定の事務が行われるというふうに理解しております。

○5番(森山義治君) 日帰り事業ということで、業者の決定は、価格だけで決定しているように聞こえたのですけれども、価格だけの選定では安全・安心という観点から問題があると思います。それについては後でまとめて意見を言わせていただきます。

それでは次に、小学校、中学校の社会見学や遠足など、貸し切りバスを利用するときは、 どのように選択していますでしょうか。また、基準があれば教えてください。

○学校教育課長(古田和喜君) お答えします。

各小・中学校におきましては、主に社会見学や集団宿泊訓練などで貸し切りバスを利用しておりますが、教育委員会としましては、先ほど述べましたように、バス業者の選定基準を設定しておらず(136ページに訂正発言あり)、各学校が独自にバス業者を選定しております。その際には、保護者負担軽減の観点から、複数社から見積りを取り、価格やこれまでの実績などを比較検討して選定しております。しかし、議員御指摘のとおり、関越自動車道のバス事故を踏まえ、これからはバス業者選定に際しては、価格だけでなく、児童・生徒の安心・安全に十分配慮し、運転手の健康管理、傷害保険の内容、緊急時の代行バスの手配ができるかなど、業者の運行管理、安全対策を重視して選定するよう、各学校へ指導してまいりたいと思います。

○5番(森山義治君) 「指導していきたいと思います」、考えているという答弁ですけれども、「教育委員会として指導していきます」という明確な答弁が本当ではないかなと思うところでございます。実際のところ、バス会社や運転手さんに、「日雇い雇用ですか」などと聞けるはずがありません。しかし、一番の問題であった今回のツアーバス事故での日雇い雇用は、厚生労働省の旅客自動車運送事業運輸規則第36条に違反していることが、一番

問題になっております。料金だけでなく、生徒・児童の安心・安全を第一に考え、また選定基準について各学校に指導していただけることは、安心・安全に対する認識を高めるという意味ですばらしいことと思いますので、ぜひ念頭に置いて御指導をお願いします。

料金などの難題が出たときには、遠慮しないでバス会社と相談をするべきです。他の市町では、6人もの日雇い雇用が発覚し、行政処分を受けておりますが、別府市内には、道路運送法に違反する日雇い雇用の事業者はないはずですから、お願いします。

次に、前回の議会で別府商業の部活動の公式試合に限りバス運行に関し、年間 40 万円 の予算が計上されましたが、今日までの運行状況、運転手の選任と賃金はどのようになっていますでしょうか。お尋ねします。

○別府商業高等学校事務長(羽迫伸雄君) お答えいたします。

現在、別府商業高等学校が管理しておりますマイクロバス1台の運行につきましては、 大型免許を所有し、大分県教育委員会主催の学校管理自動車安全運転講習会を受講した 10名の教諭で運行いたしております。また、平成24年3月27日に制定されました別府 市安全・安心な学校部活動支援事業費補助金交付制度では、指定された公式試合参加で、 距離が片道30キロ以上の生徒輸送を行う場合は、2万円を上限にその経費の3分の2を 補助することになっております。しかしながら、現在までこの制度の申請の実績はござい ません。

- ○5番(森山義治君) ないということですけれども、年間何回ぐらいの運行予定か。その うち公式試合は何回ぐらいあるのでしょうか。現在の状況と今後のお考えがあれば、一緒 に答えてください。
- 〇別府商業高等学校事務長(羽迫伸雄君) お答えいたします。

平成23年度でございますが、マイクロバスを使用したのは123回でございます。そのうち公式試合が30回、練習試合が93回でございます。公式試合のうち試合場の距離が片道30キロ以上の公式試合の出場は6回でございます。その6回の内訳でございますが、野球部が5回、自転車競技部が1回でございます。

○5番(森山義治君)次に、冒頭に申しましたように、安全・安心、命を守ることが第一条件でございます。過去に柳ヶ浦高等学校と森高校の部活動送迎では、高速道路で重大死亡事故が発生したことは、御存じのとおりでございます。一般道の近距離と高速道路では、スピードからしても、疲労度から見ても危険度が全然違いますし、高速道路でたまにバスを運行する人と常にバスを運行している人では、危険度から見ても全然違うことは理解できます。3度と同じ過ちを繰り返さないために、補助制度を活用し、運用していかなければなりません。

別府商業は、マイクロバスを管理していますので、運転は大型免許証、あるいは大型二種免許証を持っていて、なおかつ大分県教育委員会主催の安全運転講習を受けた先生に限り運行するようになっていると、今お聞きしましたが、ほかに現在の別府市安全・安心な学校部活動支援事業費補助金交付要綱では、旅客運送事業者から1台借り上げない場合、また先生たちで運転手を確保できない場合など、バス会社、タクシー会社、運転派遣会社に所属する者で二種免許を保有し、バス会社、タクシー会社、運転派遣会社などと運転委託契約を結ばなければなりません。現在、別府市にある事業所で、それぞれ会社の定款に自動車の運行及び管理の請負を定めている会社は、市内で何社ぐらいあるか把握しておりますか。

請負業者にお願いすることは可能ですけれども、運転手派遣業者にお願いすることは、 学校が指揮命令を派遣労働者に行わなければなりませんので、困難と思います。業者選定 に当たっては、安全性を第一優先にするべきと考えますが、見解はいかがでしょうか。

〇別府商業高等学校事務長(羽迫伸雄君) お答えいたします。

自動車の運行及び管理の請負業を定めている市内の会社の数は、把握しておりません。 しかしながら、本校といたしましては、生徒輸送に関しましては、安全・安心、命を守る ことを最優先にしなければならないことは認識しております。業者の選定に当たりまして は、安全性を重視して委託することを心がけていきたいと思います。

○5番(森山義治君) 委託することを心がけていくということでございます。私は、この件に関しまして、自治体にも少し責任があるのではと思っております。先ほど申しましたように、安全・安心に運行できるように貸し切りバスを借り上げる体制づくりが今後重要と考えます。現在の状況では、先生や請負業者、あるいは派遣業者にお願いし、人件費を一部支払うだけの制度であり、また、練習試合で先生たちの運転する回数は、県外を含め93回もあれば、以前と余り変わらないように思います。きょうまで御苦労しています先生方に、心より感謝を申し上げますが、現場の聞き取り調査を行い、問題点を解決していくことが重要と思います。例えば2校、3校と合同で行けるようにする制度改革も1つの方法と思います。厳しい財政環境とは理解しておりますが、先生たちの負担が少しでも軽減できますように、また安全・安心にこの制度が運用できますよう、再度検討していただきまして、次の質問に移ります。

児童福祉についてでございます。

日本は、御存じのように本格的に少子高齢化時代に入り、深刻な人口減少時代は別府市も同じです。厚生労働省が2011年の人口動態統計を公表しましたが、昨年生まれた赤ちゃんが105万人で、戦後最少となる一方、125万人が亡くなっております。人口の自然減が20万人を超えたのは初めてのことです。出生率も前年を0.2ポイント下回る8.3となっているほか、第1子出産時の母親の平均年齢も30.1歳で、初めて30歳を超えるなど、出産高齢化の進行を象徴しております。また、婚姻件数も66万2,000組でやはり減少しており、これは非婚、晩婚の傾向をあらわしております。11日には、大分県の人口動態統計が公表されましたが、やはり同様の傾向を示しているようです。

そこで、お尋ねしますが、別府市の人口の自然増加率、出生率、婚姻件数の推移はどうなっているでしょうか。また、国や県と比較してどのような状況なのでしょうか。わかる範囲で教えてください。

〇児童家庭課長(安達勤彦君) お答えいたします。

まず、自然増加率でございますが、これは、出生数から死亡数を減じた自然増加数を人口1,000人当たりで計算することになっておりますが、基準となりますのは、10月1日現在の人口で算出いたします。これで計算しますと、平成23年度はマイナス4.9と算出されております。これは、国のマイナス1.6、それから県全体のマイナス3.2、それ以上の減少となっております。また、22年度から1ポイント減少しておりまして、これも国・県以上の減少傾向となっております。

次に、出生率でございますけれども、これも 10 月 1 日現在の人口 1,000 人当たりの割合となりますけれども、23 年度は 7.7、国の 8.3、それから県全体の 8.4 より若干低くなっております。 22 年度より 0.2 ポイント減少しておりますが、これは国、それから県の状況もほぼ同様の推移となっております。

最後に、婚姻件数でございますけれども、別府市の統計書によりますと、市民課窓口で受理した件数、これは23年度は601件でございまして、22年度より35件、5.5%減少しております。国はほぼ同様でございますが、県全体で見ますと、6.7%となっておりまして、別府市以上の減少となっております。

○5番(森山義治君) ありがとうございました。今の答弁をちょっとお聞きしまして、別府市も少子高齢化と人口減少の時代に入っていることを再認識いたしました。何とかならないのかなと痛感をいたしております。結婚しても子どもを産むかどうかは個人の自由で

すけれども、非婚、晩婚、出産先送りを選択せざるを得ない状況は、環境にあることも一因だと思います。若者の就職状況の厳しさや、今国会で税と社会保障の一体改革が議論されておりますが、将来の年金を初め社会保障制度への不安、特に共働きをしながら子どもを育てる環境の整備が不十分であることなどは、結婚をためらわせる主な要因となっているようです。

そこで、全国的に自治体や婚活支援団体が、さまざまな婚活活動に取り組んでおりますし、別府市でも、堀本議員さんから一般質問が出ておりました。私も、子育て支援事業の一環として、前回、育児休暇の助成事業について質問・要望をいたしました。

そこで、子どもを育てる環境づくりとしまして、特に病児保育の現状と課題についてお尋ねしたいと思います。病児保育は、保育所に通っている子どもが病気になっても、親が仕事を休むことができないときに、親にかわって病気の子どもの世話をするという意味で使われております。育児休業をなかなか取れない親にとっては、とてもありがたいことですし、少子・高齢化と人口減少対策につながる重要な事業ではないかと考えております。

そこで、お尋ねしたいのですが、まず、別府市内で病児保育を行っている施設は幾つあるのでしょうか。その保育時間、利用定員、そして年間の利用状況と1日当たりの平均利用状況について答弁をお願いします。

○児童家庭課長(安達勤彦君) お答えいたします。

別府市内で病児保育を行っている施設は、病児保育室クローバー、この1カ所のみでございます。保育時間でございますが、平日は午前8時から午後6時まで、そして、土曜日は午後1時までとなっておりまして、利用定員は9名となってございます。利用状況でございますけれども、平成22年度が年間で1,048人、23年度は991人となってございます。そして、1日当たりの利用者数でございますが、22年度が平均3.6人、それから23年度は3.5人、このようになっております。

- ○5番(森山義治君) いざ病児保育を受けたいと思っていても、定員がいっぱいで断られるケースが多いと聞いております。1日の利用状況をお聞きしますと、それ以外にも理由があると考えられそうですので、そのあたりについて答弁をお願いします。
- ○児童家庭課長(安達勤彦君) お答えいたします。

施設のほうにお伺いしましたけれども、まず、感染症の隔離利用、そのために受け入れ 人数でどうしても制限せざるを得ないという実情があるようでございます。特に年末の 12月から2月にかけての冬の時期が特に目立っているようでございます。そのほか、こ の施設利用につきましては、事前に利用の申し込みが必要でございますけれども、先に利 用予約を取っていても、当日、お子さんの病気が回復してキャンセルをするという事情も あったりしますので、当初定員いっぱいになったのだけれども、急にその定員利用よりも 下がってしまう、こういう状況もあるとお聞きしております。

- ○5番(森山義治君) いずれにしても、定員が9名は少な過ぎるのではないでしょうか。また、病児保育を行っている施設も1カ所だけでは足りないのではないでしょうか。これを解決するために新たな施設をふやすなど、何か対策はできないのでしょうか。これについてお尋ねします。
- 〇児童家庭課長(安達勤彦君) お答えいたします。

この病児保育の実施につきましては、別府市医師会を通じまして関係機関に実施のお願いは随時行っているところでございますけれども、なかなか実施には至っていないのが実情でございます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、病児保育の利用状況というものが、必ずしも一定な状況ではございません。病児保育を実施している施設で組織しております全国病児保育協議会というものがございますが、この中の報告によりますと、年間の稼働率は

約50%にとどまってございます。それから、年間の収支も64%が赤字という報告が出されております。

この病児保育を行うためには、保育スペースの確保、それから保育士の確保が必要でございますけれども、こうした全国的な実情が、実施に至らない理由にもつながっているのではないかというふうに考えているところです。

ただ、議員さん御指摘のとおり、この病児保育の必要性、需要の高まりは、十分関係機関も認識しておりますので、引き続き働きかけていきたいと考えているところでございます。

- ○5番(森山義治君) 病院も赤字ということで厳しいですけれども、働く人も厳しい経済 状況が続き、共働きも数が増加していくことが今後考えられます。 育児・介護休暇もとれ ない状況ですし、ぜひとも病児保育の拡大をお願いいたしまして、私の一般質問を終わり ます。
- ○議長(松川峰生君) 休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩 午後 1 時 00 分 再開

○議長(松川峰生君) 再開いたします。

先ほど、森山義治君の一般質問に対する答弁の内容について、その一部を修正したい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

- ○教育次長(豊永健司君) 先ほどの森山議員の質問に対する答弁におきまして、「バス業者 決定の基準はありません」と答弁いたしましたが、「教育委員会におきましても、別府市 契約事務規則第37条の規定に準じ、登録業者に見積もりを徴し、見積もりが妥当である と認められた場合、また2以上の見積書を徴した場合は、それに加えて見積もり価格を対 比することにより業者選定を行っている」と訂正させていただきます。
- ○議長(松川峰生君) それでは、一般質問を続行いたします。
- ○24番(泉 武弘君) 市長、早いですね、選挙が終わって1年が経過しました。また、私 も残りは3年しかないのです。本当に僕は早いなと実は思っているんです。

それで、この1年間を振り返ってみますと、自分が報酬に見合うような議員活動ができたかなということを振り返ってみますと、まさに「じくじたる思い」という言葉がありますけれども、じくじたる思いがしています。

きょうの質問は、今、市政に課せられている重要課題について真剣に議論をしていきたいな、こう思っています。市長と一緒に昭和54年に議員にならせていただきました。そのときの市長が、脇屋さんです。脇屋さんを思い起こしますと、自分の思いのたけを答弁の中で一生懸命実はあらわにしていたのです。やはりあの脇屋さんの姿勢というのは、僕は大変評価できました。もちろん議論のすれ違いとか意見の対立はありましたけれども、やっぱり首長というのは、自分の意見を堂々と市民に向かって訴える、このことが大変重要だと思いますから、きょうの質疑の中で市長自身が答弁に先頭に立っていただくように、最初にお願いをいたしておきます。

さて、市長が就任した平成 15 年ですが、財政論議の中で市長はこのように述べています。自分が市長になる以前に思い描いた財政状況と、現実に調査をした段階では全く違っていた。大変危機的な状況だ、このように答弁されました。それに基づいて平成 15 年 9 月 16 日に、ここにあります緊急財政再生宣言というものが、実は発表されました。ちょっとこの内容について触れてみます。

「本市の財政状況は、これまでの行政改革の着実な実施にもかかわらず、歳入では、市税や地方交付税、そして競輪事業特別会計から一般会計への繰入金等が大幅に減少し、今後も減少基調にある。また歳出では、住民ニーズの多様化や国から地方への権限移譲に伴

う事務量の増加、さらに社会保障制度の拡充による費用の拡大基調が続いている。さらに、本市は、県内で唯一市町村合併ではなく、単独で自治体運営を進めており、合併に伴う特例措置もないため、財政運営の課題がより深刻化することになる。これら種々の影響を考慮し、現状の財政規模や財政構造で推移した場合、平成18年度以降は歳入不足が生じ、財源に充てるため基金を取り崩さなければならない。そして、平成22年度には基金も枯渇し、いわゆる赤字決算を余儀なくされ、財政状況は非常事態に陥ることと見込まれる」。

さらに、この次です、市長。「この非常事態を回避し、次世代を担う子どもたちへ夢のある別府市を引き継いでいくためには、市民と行政のあるべき関係を明確にし、歳入歳出の両面から聖域を設けない対策を職員一丸となり、緊急に講じていかなければならない」。もう一度読みますよ、「歳入歳出の両面から聖域を設けない対策を職員一丸となり、緊急に講じていかなければならない。ここに、別府市の健全で持続可能な財政基盤の確立に向け、財政再生への取り組みを不退転の決意をもって推進することを宣言する」。

平成15年9月には、別府市の財政状況を披瀝し、この財政の再生のためには不退転の気持ちでやる。しかも聖域は設けない。このように言っています。恐らく執行部と私とでは、財政に対する見方がかなり違うと思いますが、私は、平成15年当時よりも今後の財政需要を考えたならば、今のほうが財政危機ではないかという気持ちを持っています。

さて、平成 15 年の財政再生宣言をして今日までにどのようなことが具体的に改善されたのか、数字で示してください。それで、その数字は1つの財政を見る指標として経常収支比率がありますので、それを参考に説明を願いたいと思います。

(議長交代、副議長・加藤信康君、議長席に着く)

○政策推進課長(稲尾 隆君) お答えいたします。

平成 15 年の緊急財政宣言以降、緊急財政プランと集中改革プランを経て、現時点では 一時の基金が枯渇というような危機的状況は脱したというふうに考えております。

数字的なものを申し上げますと、平成 16 年度から平成 20 年度までの第 2 次別府市行政 改革において、78 億 4,043 万 6,000 円の削減効果を達成しております。ただ一方、経常 収支比率についてでございますけれども、平成 15 年度の経常収支比率が 90.5%、これに 対し現時点、直近の決算平成 22 年度で申し上げますと、94.7%ということで 4.2 ポイント悪化しております。その内訳を見ますと、人件費については 38.3%から 34%へと 4.3% ほど削減されておりますが、逆に扶助費について、11.4%から 16.7%へと 5.25%増加し ております。こういったことから、現時点においてもまだまだ厳しい状況が続いているのではないかなというふうに考えております。

○24番(泉 武弘君) 今の数字は、平成22年度決算数値で説明をいただいたと思うのです。ところが、中期財政計画の中で、平成26年までに高齢者の医療費、介護費、生活保護費、46億円の増加なのです。これは真水で約7億円単費負担がふえる。ところが、逆に平成27年度までの市税収入を見ますと、真水で7億円の市税収入が減少する。逆転になっている。

そこで、市長、一番私が危惧しているのは、別府市が出しています総合基本計画の中に示されている人口の推計なのです。人口の推計を見てみますと、6月19日現在で別府市の人口は11万9,582名です。10年後の平成32年は2,610名実は減少するのです。別府市の人口は、平成32年11万6,972名になります。この人口が減少する中で、特に私が注目しているのはここなのです。いわゆる年少人口、15歳までの年少人口を見ますと、2,004名いわゆる年少人口が減ります。年少人口が減るというのは、次代を担う子どもたちが減るということなのです。そして生産年齢人口、いわゆる働く年代が5,143名、平成32年、この10年間で実は減るのです。生産年齢人口と年少人口が大幅に減る中で、高齢者の人口だけは逆転現象で1,033名ふえるのです。これは、社会保障関連費を必要とする世代が

ふえて、その社会保障を担うべき年齢が大幅に減少するということなのです。これは、今のままでは財政は持ちません。今のままでは、まず持ちません。どこかをいじらなければいけない。それも大胆に、抜本的にいじらなければいけない。

そこで、お尋ねします。昭和 50 年代に建設されました公共施設と言われる箱物、社会教育施設を中心とする、社会・義務教育、いずれもこういうものを中心とする公共施設の今後の改修・改築費の見込みがあれば、お示しをいただきたいと思います。

〇財産活用課長(原田勲明君) お答えをいたします。

確定した数字ではございませんが、平成25年度から平成27年度にかけて教育委員会を含む主な公共施設の改修・改善に要する経費は、概算で約46億6,000万円が見込まれております。また、インフラ部分につきましては、橋梁は平成24年度から平成78年度、診療施設は平成24年度から平成29年度、下水道関連施設は平成24年度から平成27年度の期間における事業費の概算で約67億2,000万円が見込まれております。

○24番(泉 武弘君) 今、推計、いわゆるこのくらいの事業費がかかるのではないかという推計をしているわけですね。ところが、別府市の場合は公有財産台帳、いわゆる公有財産の築年次、面積、利用者数、経年劣化、こういうものを試算した台帳がまだ作成できていないのです。今の数字を上回ることがあっても下回ることは、私はないと思います。

1つの事例で質問をさせていただきますが、公共下水道の中央処理センター、中央浄化センターですね。これは経年劣化が著しく進んでいますと同時に、1つの問題点は、津波で完全にあの施設が水をかぶってしまうということです。市長、わかりますね。津波の影響高からあの建屋の高さを見ますと、完全に水に浸ってしまいます。この中央浄化センターのコア、中心部に対する耐震診断、どのくらいかかりますか。これと、今、中継ポンプがありますけれども、中継ポンプ5カ所の耐震診断費用は、約7,000万計上していますが、それに基づく中央浄化センターの耐震費用というのは、いまだに把握ができない。下水道課、そのような理解でいいですか。答弁してください。

- 〇下水道課長(屋田禎弘君) お答えいたします。
  - 現在、中央浄化センター耐震診断、今年度平成24年度に実施する予定でございます。 まだ診断結果が出ておりませんので、その事業費等はまだ把握できておりません。
- ○24番(泉 武弘君) かてて加えて公共下水道事業というのは、雨水については税金で負担しますよ、汚水については受益者負担ですよ、こういうことをやっています。今、事業認可区域と事業認可区域外に分かれていますけれども、認可事業区域内でも未整備の実は地域があるのです。その整備ができていない段階で、下水道の管渠そのものが劣化してしまった。そちらにも金をつぎ込まなければいけない。そうなってきますと、市街化区域内の事業をしなければいけない地域の事業着手というのは、見通しが立たないのです。このように今後大きな財源がインフラ整備に実はつぎ込まなければいけない。このような入りと出の数字の推移を見ていきますと、別府市の財政は、先ほど私が述べましたように、平成15年の財政再生宣言以上に厳しい、これだけは間違いないと思います。

そこで、市長が選挙の公約の中で、財政は徹底して無駄を省く。一円でも多く住民の福祉に回す。このように市長は選挙で言っておりました。それが実際にできているのかどうか、個別・具体的にお聞きをしてまいりたいと思います。

まず公園緑地課、答弁を願います。

公園緑地課は、現在6名の正規職員がいますが、お一人当たりの平均年収は560万円です。総額で3,300万円、非常勤職員が1名で156万円、そして臨時職員が1人で 100万円、このようになっています。時間給にしますと、公園緑地で正規職員が2,222円 時間給をもらっています。そこで、私が調査した限りでは、公園管理を直営、14市の中 でみずから公務員をもって直営でやっている市は、実は別府市と大分市だけなのです。

そこで、お尋ねします。このような公園管理というのは、公務員がしなければならない 仕事なのか、公務員でなければできない仕事なのか。御答弁ください。

○公園緑地課長(宮崎 徹君) お答えをいたします。

現在、現業正規職員で行っております公園緑地の維持管理業務につきましては、今回、 再度他都市の管理業務実態を調査しました。その内容・状況等を考えたときに、正規職員 でなくてもできる業務ではないかと思っております。

- ○24番(泉 武弘君) もう1つ教えてください。正規職員、いわゆる公務員と非常勤職員 が雇用されていますけれども、正規職員と非常勤職員とでは、仕事に何らかの違いがある のですか、ないのですか。答弁してください。
- ○公園緑地課長(宮崎 徹君) お答えいたします。 特に違いはございません。
- ○24番(泉 武弘君) 次に、道路河川課にお尋ねします。

道路河川課は、現在、維持修繕に 10 名の正規職員がいます。 1 人当たり平均給与は 560 万で、10 人の年額の総人件費が 5,600 万、時間給 2,222 円になります。

大分県 14 市を調べますと、この道路の維持管理を公務員でしているのは別府市だけだと認識いたしておりますが、そのとおりでいいのかどうかが 1 点。道路の維持補修等のこの現業と言われる仕事は、公務員がしなければならない仕事なのか。公務員でなければできない仕事なのか。この 3 点、御答弁ください。

○道路河川課長(岩田 弘君) お答えいたします。

先ほどの、直営業務で補修等を行っているのは、大分県で別府市だけでございます。 それと2番目の、現在直営で行っています補修業務については、官でなくても、公務員 でなくても対応できると思っております。

○24番(泉 武弘君) この調査結果を見ますと、平成15年からずっと現業の非正規職員 化というのを求め続けてきました。それを主張するからには、実は根拠を持って申し上げ ていたのですが、公園の管理業務については、大分県14市の中で大分と別府だけ。道路 の管理業務は、別府だけが公務員がしている。あなたたちは、こういうおかしさを是正し ない。まず、必ず聞いたときは、できない理由から言われるのです。今の公園緑地課と道 路河川課は、公務員をもってしなくてもできる業務というふうな御答弁をいただきました。 次に、温泉課にお伺いします。

温泉課は、正規職員が4名います。年間給与は560万で、総額2,240万になっています。 非常勤職員1名で156万。

最初にお尋ねするのは、正規職員が温泉のバルブを締めたり、それから送湯管の管理をするけれども、正規職員以外は仕事がこういう職員とは違うのかどうか。正規職員と臨時職員とは仕事の内容が違うのかどうか。これが1点目。それから2点目に、公務員でなければこういう仕事はできないのかどうか。さらには、公務員がしなくてはならない仕事なのかどうか。この3点、答弁してください。

○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。

まず1点目ですけれども、温泉業務につきましては、温泉施設の緊急時並びに夜間等の対応、24時間体制の対応をとっておりますけれども、正規職員と非常勤職員の作業の内容としましては、緊急時以外の対応におきましては、ほぼ同じと考えております。

もう1点でございますが、そういう業務は公務員でなければできない業務かというお尋ねでございますが、必ずしも公務員でなければできない業務ではないと考えております。

○24番(泉 武弘君) 温泉課、道路河川課、公園緑地課ともに、公務員以外でもできる。 正規職員、非常勤職員の仕事の内容に違いはない、このように御答弁をいただきました。 次に、環境課の課長、ごみ収集業務についてお尋ねします。 ごみ収集業務は、正規職員53名、平均年間給与600万、総額で3億1,700万、非常勤職員9名で、1人当たりの年収が150万。リサイクル情報センター、正規職員2名、年間平均給与600万、総額で約1,200万、非常勤職員が150万円。それからし尿処理場、正規職員が6名で、年間平均給与600万円、総額で3,598万円、非常勤職員が5名で780万円。

そこで、お尋ねします。このごみの収集について論ずる前に、この 10 年間のごみ収集量を見ますと、平成 14 年から燃やすごみを見ますと、2 万 6, 175 トンが、平成 23 年度では 2 万 3, 339 トン、燃やさないごみも 3, 677 トンが 2, 203 トンというふうに、大幅に減少しています。さらに、平成 23 年度のごみ収集を直営、いわゆる公務員がした場合、トン当たりの経費が 1 万 5, 311 円、すでに委託を大部分していますが、委託した民間では、トン当たり 5, 206 円、3 分の 1 です。

そこで、お尋ねしますが、リサイクル情報センター、ごみ収集、し尿処理場の嘱託職員 と正規の公務員との間に仕事の違いがあるのかどうか。これらの業務は、公務員をもって しなければならない仕事なのか、またできない仕事なのか。明確に答弁してください。

○環境課長(伊藤 守君) お答えいたします。

まず、ごみ収集業務を含めて、必ずしも公務員でないとできない業務とは捉えてございません。

それから、非常勤・臨時、正職員との業務の差でございますが、収集業務を含めますと、 災害時・緊急時の対応以外の業務につきましては、同一の業務を行っておるということで ございます。

○24番(泉 武弘君) ごみ収集と学校給食は、実は一番大型の予算を使っているのですね。 そこで、学校給食調理についてお尋ねします。

学校給食調理は、今、小学校で正規職員 35 名、1人当たり 500 万です、年間。総額で 1 億 7,300 万、非常勤職員 14 名で、1 人当たり 150 万、総額で 2,100 万。小学校では、さらに臨時職員が 13 名います。ところが、中学校の給食調理をしている調理場は、18 名全て非常勤職員です。1人当たり 162 万円、総額 2,900 万円。同じ調理を共同調理場では全員非常勤職員、片方、小学校では、35 名の正規職員と 27 名の非常勤職員が行っている。

これは、教育長、正規職員でなければ学校の給食調理というのはできないのですか。また、この給食調理というのは、公務員でなければしてはいけない仕事ですか。それからもう1つ。これらの正規と非正規の職員の仕事の内容に格差はあるのですか。御答弁ください。

○スポーツ健康課長(平野俊彦君) お答えをいたします。

調理を行うという行為、調理の業務自体は、公務員でなければならないとは、考えては おりません。それから、調理場においては、共同で同一の仕事をしております。

○24番(泉 武弘君) さて、最後に保育園の調理業務についてお尋ねします。

保育園の調理業務は、6名の正規職員がいますが、1人当たり年間給与500万です。総額2,900万、非常勤職員が6名で、年間が156万、総額936万。保育所は臨時職員を雇っています。年間158万、3名分で476万。これら保育園の給食調理も公務員でなければできないのかどうか。また、公務員と非正規職員との仕事の内容に差があるのかどうか、御答弁ください。

○児童家庭課長(安達勤彦君) お答えいたします。

まず、公務員でなければだめなのかという御質問でございますけれども、現在、調理業務は民間委託、それから外部からの搬入方式が可能となっておりますので、必ずしも公務員でなければならないということはないと考えております。

それから、業務の内容でございますけれども、調理業務、これにつきましては正規・非 正規とも同じ内容を行っているところです。 ○24番(泉 武弘君) 市長、これはあなたの選挙公約。選挙公約をずっと読ませていただきました。あなたは、このように言っているのです。市の仕事について、市がやるのか、民間に任せるべきか、市がすべきものでも正規職員か非常勤職員でもできる業務かを仕分け、それを基礎に定員適正化計画を策定する、こう強調したと書いてある。

お尋ねします。今言ったような業務は、あなたが選挙公約で述べたように、仕分けをしたのですか、しないのですか。

○総務部長(釜堀秀樹君) 人事担当として、御答弁させていただきます。

まず、私ども行政運営にとっては、責任ある行政運営をするためには、全て正規職員であるべきだというふうに、望ましいというふうに考えております。しかしながら、効率的な行政運営を行う上で、また厳しい財政上の問題により、今、事務事業の担い手の仕分けが必要であり、また、議員さんも御存じのように、公共サービス基本法により民間でもできる範囲というものが示されております。そのことを事務職、技術職、専門資格職の現業においても、公務全般に同様でございます。

議員御質問の、こういう無駄を省くということでありますが、今、現業職場に限って言われておりますけれども、たしか職務内容が民間と同種、または類似しているということで間違いございませんけれども……(「僕の質問と答弁がかみ合っていない」と呼ぶ者あり)

- ○副議長(加藤信康君) 質問内容に、ちゃんと答えてください。
- ○総務部長(釜堀秀樹君) それで、現業職員については、今、現業のあり方ということで 協議をさせていただいております。その中で現業の役割、将来像も含めまして議論されて いるところでございます。
- ○24番(泉 武弘君) 部長、公務員の一番の特徴というのは、最近出された本でこう書いている。まず、できない理由を必ず言います。まず、できない理由を言う。私がお尋ねしたのは、市長がさきの選挙で、市がやるのか、民間に任せるのかという選挙公約を有権者に訴えて、そのことを支持して市長は当選した。それは、市民に対する約束なのです。その約束事を実行するのが事務方なのです。わかりますね、このこと。

私は、もう一度お尋ねします。このような市がやるのか、民間に任せるべきか、市がすべきものでも正職員か非常勤職員でできるかを仕分けすると言っている。仕分けしたのですか、しないのですかと聞いている。

○企画部長(大野光章君) お答えさせていただきます。

全ての業務については、実際のところされていない部分もあります。ただし、議員から 以前より指摘されております平成 15 年以降で言いますと、保育所それからごみ収集の民 営化、これについては、まだ道半ばではありますけれども、保育所の分は3園化で完了、 それから、ごみ収集の分は、今言ったように道半ばで、まだ完了はしておりませんが、第 2次までの部分が済んでおります。

○24番(泉 武弘君) 保育園をよく持ち出されますけれども、保育園の民営化は、井上前市長の時代に全てがスタートした。そこを間違わないようにしてくださいね。

それで、ごみの収集についても、議会は全員賛成して、平成24年度までに民間委託をしなさい、こう言っているのでしょう。学校給食は、平成24年度までに1学校1正規職員を残して、あとは非正規職員化しなさいと決議しているのでしょう。それでも、なおかつあなたたちはやらない。あなたたちの税金ではないのですよ、もちろんあなたたちのも含まれているけれども。市民が、市長の訴えた選挙公約について支持したわけでしょう。僅差ではあったけれども、支持した。それを実行するのが、あなたたちの務めではないのですか。いつもこの行革論議になると言を左右して前に進まない。全く遺憾なことだと思います。

そこで、人件費を見ていきますと、先ほど述べた道路河川課を初め保育所の調理までで、

正規職員 122 名にかかっている人件費が 6 億 8,000 万です。非常勤職員 70 名にかかっているのが 9,500 万、総計で 7 億 7,622 万になります。

市長、お尋ねしたいのですが、あなたが、「行政は徹底して無駄を省き」、こう言っていますね。先ほど、原課の課長は、「公務員でなくしてもできる」、こう言った。公務員でなくてもできる仕事を、賃金の高い公務員をして支えることは、無駄ではないのですか。御答弁ください。

○職員課長(樫山隆士君) 今、行財政改革のお話でございますので、非正規職員、現業職 …… (「無駄かどうか答弁してください」と呼ぶ者あり)はい。現業職員の人数について 御説明をいたします。

現業職場においては、平成 15 年 185 名でありましたけれども、委託化、非正規化によって、平成 24 年度当初では 124 名であり、61 名、率にして約 33%削減されております。(発言する者あり)

- ○副議長(加藤信康君) 質問に簡潔に答えてください。
- ○職員課長(樫山隆士君) これにつきましては、全体の削減率を上回っているというふうな、 現業職員の数についてはそういうふうな状況でございます。
- ○24番(泉 武弘君) 職員課長、あなたは、私よりも若い。私よりも耳がいいのでしょう。 私が聞いたのは、正規職員でなくてもできると原課の課長が全員答弁したのです。それを 正規職員の給与の高いものをもってさせるというのは、無駄が生じるのではないですか、 これを無駄と言うのではないですか、こう言っている。答弁して。
- ○総務部長(釜堀秀樹君) 今おっしゃった無駄かどうかという議論ですが、先ほども答弁 させていただきましたが、今、現業職場のあり方を検討しているところでございます。そ れによって事業のすみ分け等も行っていることでございますので、今この場でどうだとい うことは、答弁を控えさせていただきます。
- ○24番(泉 武弘君) 浜田市長が誕生して9年です、9年になる。9年かかって財政再生非常事態まで自分で宣言して、9年かかって現業を公務員から非正規職員に切りかえすらできない。道路河川、公園、大分県の中で別府市だけでしょう、公園は大分も1市含むけれども。類団でもそうでしょう。あなた方がやっているのが、いかにおかしいかということなの。これは、全部市民の税金ですよ。もうちょっと真剣に考えなければ。もう我々は、あと3年しか任期がないのです。恐らくこのままでは、とてもではないけれども、一歩も半歩も進まない。(「議会の議決をどう思っておるのか。軽視しておるのではないか。議会軽視ではないか」と呼ぶ者あり)

さて、もう1つ見てみましょう。こういう事態に対して、もうすでに取り組みをした自治体があります。長崎県の五島市、長崎県もやっています。現業職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針、平成20年3月、五島市。取り組み方針の策定の目的、今日において地方公共団体の現業職員は、その職務の性格や内容が、民間企業の従業員と同一または類似しているにもかかわらず、給与が高額ではないかとの指摘や批判が多くなされているところであります。その指摘を真摯に受けとめるとともに、今後も厳しい財政状況が続いていくだろうことを踏まえ、いま一度、現業職員の給与等について総合的な点検を実施、適正な給与制度の確立と運用をすることが必要であると考え、具体的な取り組み内容を含む方針を策定することにしました。市長、これがそうです。長崎県も同じものを出しています。ここで、年間の年収ペースです。清掃職員は、公務員の場合637万、民間が419万、公務員が1.5倍。調理については、公務員が610万、民間が286万、2.1倍。九州の長崎の五島市というところでは、もうすでにこのような取り組みをし、長崎県も実は実施しています。

市長、選挙のときだけうまいこと言ってはだめなの。実際に言ったことを実行してくれ

なければ。大変残念です。このように九州の中でも取り組みをしている市がある中で、私 ども別府市は、遅々として進まないどころか、後退しているとさえ言われかねない。

このような中で、政府も打ち出していますが、退職金ですね。退職金は平成22年度の職員を見ますと、一般行政職2,660万円、技能労務職2,579万円、これは平均です。やっぱり単純労務と言われる現業職員については、退職金を民間に合わせたような見直しをすべきだというふうに私は思考しますが、どのようにお考えでしょうか。

〇職員課長(樫山隆士君) お答えをいたします。

退職手当につきましては、給与条例及び退職手当の条例に基づいて支給をしております。 退職金の見直しにつきましては、現業職員ばかりでなく一般行政職についても、必要な部分については、今後とも行っていかねばならないものであると思っております。

○24番(泉 武弘君) 地方自治法で給与等については、民間業者を参考にする、こういう ふうになっているのでしょう。それは、随時見直しをしなければいけない。見直しを強く 求めておきたいと思います。

きょうも、行財政改革の具体案も示しながら議論をしました。もう浜田市政には全くやる気が見られません。このままでは、本当、財政は大変な状況になります。今は、部長が別府市政を計画し、運営をしている。市長は、それを追認している。このようにしか私には見えないのです。市長が、何か1つでも、別府市はこのような行財政改革の方針を顕示し、実行するというような指針を声高に叫んだということを聞いたことがないのです。もうちょっと真剣に取り組んでください。

次に、自治委員、老人クラブの問題についてお尋ねします。

ことしの自治委員の選任については、4つの町内が、自治委員の選任に大変苦慮したように聞いています。そしてまた老人クラブ連合会、また老人クラブ等においても、老人クラブの役員の引き受け手がなかなか見つからなくて難渋したように聞いています。

市長は、このことを大変重く受けとめていると思います。というのは、過日、公民館の 落成式で御一緒したときに、これは大変な問題だというふうに市長みずから漏らしていま したので、これは共通の認識があると思うのです。

市長、そこでお尋ねしますが、自治会の現状、それで老人クラブの現状について、市長はどのような認識を持っておられるか、市長の口から語ってくれませんか。

○自治振興課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

今年度、自治委員及び自治会の役員の改選が行われました。多くの自治委員、自治会長から、自治会の加入率の低迷、役員の担い手不足や役員の高齢化、地域活動、町内行事への参加者の伸び悩みなど、運営上多くの課題を提起されました。

市といたしましても、地域コミュニティーの形成維持のためには、自治会の存在は不可欠と考えております。今後の自治会のあり方については重く受けとめ、行政がどのようなサポートができるのか、行政として財政的支援、人的支援ができるのか、今後さらに他都市等の調査を行い、また、昨年も幾度か一部の自治会長とは話をさせていただきましたが、早急に全自治会長と話し合いをしていきたいと考えております。

〇市長(浜田 博君) お答えいたします。

まずは、最初の行財政改革の問題で、あえて私が答弁しないで逃げたように思われていますが、あなたの指摘、真摯に受けとめています。もう長い間この議論を進めております。緊急財政宣言をした思い、今も変わっておりませんし、今の財政危機、これから高齢者のふえる問題、人口減の問題、さらには多くの、やはりこれから財政が、どのような財政が要るのか。これは高齢者福祉の問題も含めて、それから広域圏の事業の建てかえも大変なお金が要ります。防災対策も要ります。そういうことを考えれば、9年前以上に財政危機を感じていることは間違いありません。ただ、行政財政改革、行政運営といった問題、こ

の行政改革は、あなたは人減らしありきという形で来ますが、私は、人減らし、人員削減、これは重要なかなめがある、これも認識、一緒です。しかし、これまでの歴史のある中で、私が公約に書いたとおり、本当に公務員でなくてはできないのか、また民間に委託はできるのか、それは非常勤でもできるのではないか。この事業仕分けは、各マネジメントしながら部長にその都度指示をし、改革に努めてまいりました。これまで、私は多くの全庁体制でこの体制をつくっていただいて、多くの効果を得ている。あなたから見れば生ぬるい、何もやっていない、こういう指摘かもわかりませんが、無駄の問題もそうです、無駄を省くといった問題も、無駄というのは取り方で、市民にとっては全て無駄ではないです。なぜこれをなくすのですかという問題が出てきます。そういったことも含めてしっかり検討して、これから本当により効率的なもの、優先順位をつけながらしっかりと公約実現のために頑張っていく所存でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

今の質問に、お答えいたします。

自治会連合会、先日、役員改選がありました。また、老人クラブ連合会との懇談会といいますか、何か、意見交換会があったということも、内容についても詳しく報告をいただきました。自治会は、まさに市民と協働のまちづくりの中心でございます。自治会長さん方には、本当にこれまでも御尽力をいただいています。後継者づくりが大変でございました。自治会によっては解散をするという状況まで、二、三の自治会が本気になって議論をしていただいたということも聞きました。そういう厳しい中にあっても、行政として何かお手伝いをし、一緒に、ともにまちづくりを進めていく方法はないのか、このことを真剣に考えていきたいと思っております。

また、老人クラブ連合会、各地区老人会、私も老人会の一町内の会員で、会費も払い会員になっております。そういう行動の中でも、本当にいろんな議論を聞いています。連合会に入らなくていいではないか、メリットがない、こういう言葉もたくさん聞きました。しかし、全体がやはり連合会の皆さんが御尽力いただいて、まさに今、別府のまちづくりは、老人クラブの皆さん、自治会の皆さん、高齢者の皆さんが、元気で頑張っていただいているから、私は今まちづくりが進んでいる、こういう認識をしておりますから、そういう皆さんがしっかり頑張っていただきたい。そのためには行政がどういうお手伝いができるのか、このことを真剣に考えていきたい、このように思っているわけでございます。

○24番(泉 武弘君) あえて反論させていただきますが、市長は、去年の選挙で初めて当 選したのだったら、私は厳しいことは言いません。9年たっている。その実が見えない。 もういら立ちです。

さて、市長、ここを見落としてはいけないということだけ言っておきます。「高齢者対策」という言葉を出すでしょう。あなたの周りを見てください。高齢者がいない。あなたは、絶えず 60 歳より若い職員を相手に毎日している。ところが、自治会の会長の平均年齢を見ますと、平成 24 年で 70 歳なのです。自治会加入率は 78.3%、前年対比で落ち込んでいる。ところが、今は自治委員に対する手当は出ている。自治委員事務に対して補助金が出ている。ところが、行政と自治委員とを結ぶところには手当が出ていなくて、その実際の市政だより等を配布する業務を担う自治会には手当が出ていない。

別府市の自治委員規則がここにありますけれども、これは自治委員に対する手当なのです。自治会に対する手当ではない。ところが、自治委員の中には、それでは自治会が運営されないということで報酬から自治会に回している方もいらっしゃる。

市長、自治委員設置規則ですね。これでは今の年間 7,000 万近い金額です、7,000 万近い金額は、自治委員と自治委員の事務補助に実は回っています。やはり自治会に対して、それから公民館活動に対して、宮崎県なんかはすでに補助金を出している。私は、地域コミュニティーの一角を形成する自治会に対して支援をしなければいけない、これを何とし

ても強化していかなければいけない、このように考えますが、市長はどうですか。

○自治振興課長(湊 博秋君) お答えをいたします。

今、議員さんがおっしゃられたとおり、今の設置規則に沿って支払われている部分は、 自治委員さんに対しての報酬として差し上げております。公民館活動につきましては、生 涯学習課のほうから地区公民館に年額1万6,500円という形で支払われていることも確認 をいたしました。いずれにしても、今、議員さんから提言があったことについては真摯に 受けとめ、改善できるような方策で検討していきたいと考えております。

○24番(泉 武弘君) 神戸市の地域コミュニティー助成金というのを言いましたね。震災の後、町内単位で地域コミュニティー運営の補助金を実は出している。なぜそうなったか。あの大震災の後、地域の人は地域の人を助ける、地域サポートがものすごく大事だ。だから、地域に足腰を強くしてもらって、地域のコミュニティーを形成してほしい、こういう取り組みを実はしている。

今、市長は、私が、自治委員に対して手当を出しますよ、それから事務手当出しますよと言ったら、首をかしげましたけれども、恐らくそれは認識していなかったのではないかと思うのです。実行部隊である自治会に対しては何らの実は手当が、市長、ないのです。だから、今どういう現象が起きているかといいますと、年金額が減少してきました。高齢者の介護費は増額しました。その中で、今、自治会の会費を見ますと、200円から550円です、月額は。そして、それに町内に位置している法人から1,000円、2,000円というものを合わせたものが自治会の収入になっている。これだけではやっていけない。だから、自分の年金から自治会費を払うのがきついから、自治会に加入しないという現象が実は起きている。

ここはやっぱり市長、観光協会を見ましょうか。観光協会は、年間 2,500 万円の実は補助金を出しています、観光協会ね。観光関連産業の収益団体です。この観光協会自体は法人格ですが、観光業界の収益を推しはかるべくしてつくった団体に対して、その今言う住民から年間 2,500 万円が支払われる。商工会議所は 810 万です。職員でつくっている職員厚生会は、市長になってから 1 億 6,000 万円の負担金を出しています。そして、職員厚生会は何しましたか。旅行に行ったり、レストランで食事をしたり、退職者のお祝いをしたり、市長も出ていますよね、退職者のお祝い。クラブ活動をすれば、クラブ活動の補助金、さらにボランティアをしたらボランティアの手当まで出してきたのでしょう。やっと今年度は、それでも市の職員は、人間ドックに入れば 400 万円の補助金が総額で出るのでしょう。今、市民は本当に厳しい生活をしている中で、職員だけは厚遇されている。これは、政治のあり方としておかしいではないかと私は言っている。もし、そのようなことを続けるとしたら、市民が、冗談じゃないよ、市長は市民の目線と言ったではないか。市民の目線の政治を行うと言ったではないか。それは、市民の目線ではない。

さらに言いましょうか。地下駐車場があるでしょう、地下駐車場ね、市長。あの一番いい場所を職員労働組合が押さえているでしょうが。なぜ、こんなに職員労働組合だけ優遇するのですか。月額 6,000 円払っている。これは、主従、公僕と納税者とが逆転しているのです、市長。おかしいと思いませんか。公務員のお父さん、お母さんが人間ドックに入れば、自己負担でやるのです。その息子、娘が人間ドックに行けば、ほとんどが助成なのだ、税金で。行政の主体がどこにあるかと言いたいい。それを改めなければ、市長。

しかも、先ほどの話に戻りますけれども、老人クラブ連合会の役員は無報酬なのです。 オールボランティアなのです、市長。その人たちは、地元に帰ったら、また単一の町内老 人クラブの役員も兼務している。この人たちには、オールボランティアでやりなさいよ。 公務員は、それだけの厚遇をする。これは市長、政治のあり方として、私は基本的に間違っ ていると思いますけれども、市長はどう考えますか。 ○高齢者福祉課長(中西康太君) お答えいたします。

ただいまの議員の御指摘の状況につきましては、先般の老人クラブ連合会との意見交換会の中でお伺いし、その窮状について認識した次第であります。老人クラブ連合会の役員の方々は、単位老人クラブの役員も兼ねておりまして、活動にかかる費用には相当の負担感があることも理解しておりますので、このことにつきましても、今後、老人クラブ連合会との意見交換会を行う中でさらに詳しい情報等をいただき、精査する中、財政支援や人的支援も含め協議してまいりたいと考えております。

○市長(浜田 博君) 老人クラブ連合会、ボランティア、無報酬で頑張っているというのは、私も認識いたしております。さきの連合会の意見交換会の中で、要望書を全部見せていただきました。次の会には私も出て、しっかり話を聞こうという姿勢も伝えてあります。その中で、財政確立を自分たちでやりたいという思いがありました。連合会の皆さんは元気なのだ、だから、もっと使ってくれという言い方をしたのですが、例えば老人クラブ連合会でできる仕事はないのですかということもありましたので、十分に検討して、何とか皆さん方が頑張っていただける場面、財政確立に協力しようではないかということを指示してありますので、そのことはまたぜひ御指導をお願いしたいと思います。

それから、種々例を挙げて、市民の目線ではない、公務員だけ優遇しているという言い方については、駐車場の問題も含めて精査をします。私も今聞いたわけで、そういった状況が、不公平があれば、しっかりと精査をして見直していくということは約束をしたい、このように思っています。

また、ボランティアで頑張っている老人クラブだけではなくて、地域の若い人たちもボランティアでいろんな祭り・イベントも含めて協力をいただいています。そういう皆さんのことも考えますと、私は、税金の使い方はどこに使えばいいか、このことは常に考えておりますので、ある一部に偏ったり、ある一部だけどうこうということは本当にやりたくない。公平・公正に税金は使わせていただく。市民の皆さんが頑張っているところにしっかり手当をしたい。コミュニティーが必要であれば、地域コミュニティーにそういった協議会ができないのかな。これは池田市の例をとりまして、私も視察に行き、そして池田市の市長とも話をし、別府でできないのかということを、2年前に指示をして検討したことも事実でございます。そういう意味で、できるだけ地域の皆さんにそういった活動ができる場面を、その役割を果たしていきたいという思いは同じでございます。

○24番(泉 武弘君) 市長、最近読んだ著書の中で、NHKが出している「無縁社会」というのが実はあります。日本の家族形態それからコミュニティーというのは、ここまで崩壊したのかなというのを感じずにはおれません。年間3万2,000人になんなんとする方が孤独死を遂げている。この前あったのは、亡くなって2年間発見されないのが、千葉のほうでありましたね。そして、この孤独死の中で引き取り手がない。引き取り手がないお骨はどうするかといいますと、北陸のお寺が引き受けるのです。そこに各市町村の担当者が、骨つぼに入ったものに宅配託送でお寺に送るのです。こういう社会にどうしてなったのだろうかなという気がしてならない。

そこで、別府市を調べてみました。別府市の年間の行路病死、いわゆる行き倒れ的なものです。表現が悪かったら訂正しますけれども、いわゆる行路病死と言いますけれども、11名いるのです。今、1万2,000名おひとり暮らしの方がいます。こういう方々が、本当に対話、会話というのが、1カ月の間にどのくらいあるのだろうか。それで、こういう人たちが亡くなったときに、看取る方はどこにいるのだろうか。また、墓はだれが守るのだろうか。こういうことを考えたら危機感を持っています。ぜひとも実態調査をしてください。お願いします。

○13番(吉冨英三郎君) 6月の一般質問、私が一番最後ということもありまして、議員席

のほうからも淡い期待が何かかかるような雰囲気がありますし、特にまた執行部の皆さん 方もそういう気持ちがあるかもしれませんが、しっかりと持ち時間はやっていきたいなと 心では思っておりますけれども、実際はどうなるかわかりませんが、頑張ってやっていき たい、このように思っております。

まず、質問を始める前に、お礼をまた言わなければならない。先週ちょうど水曜日、1週間前の水曜日に、私の地元であります春木川校区、春木川を守る会という会の総会がありまして、それには市長、そして建設部長、道路河川課長が来賓でお見えいただきました、忙しい中。最後まで出席していただいたのですけれども、その中で、去年もお願いした春木川小学校の土手、マムシがやはりまだいるというところで、地元の人たちも草刈りは一生懸命しているのですが、大変なのだということを言いましたところ、早速道路河川課の岩田課長のほうから「しました」ということで連絡をいただきました。やはりこういう素早い対応を、市民が喜ぶ対応を市役所の職員がしていれば、私は、今、公務員バッシングというようなことを大変言われているわけですけれども、市民の中にも、市の職員を温かく見守る人がふえる、このように思っておりますので、ぜひ、すぐにできるものは間髪を置かず、できるだけ早くしていただければ大変ありがたい、このように思うところであります。

さて、今回、まず市営温泉についてということで一般質問通告をさせていただいております。

もう四、五年前になると思うのですけれども、市営温泉は、70歳以上の方々は1年間365日無料でお風呂に入れる、市営温泉に。ところが、市営温泉が近くにない、区有区営温泉に入っている高齢者の方々は、80歳になろうが90歳になろうが、地域の決められた温泉の料金を払ってお風呂に入っている。余りにも不公平ではないかという話をさせていただきました。その後、市のほうは、市営温泉に関しては365日を180日間という優待券を、市民の70歳以上の方々にそれを出すというふうになったわけです。

私は今回、この質問をもう1回確認を含めてさせていただきますけれども、決してこれをあと残りの180をゼロにせよということではありません。やはり別府に住んでいるからには、また別府のために長年いろいろな面で、立場立場で頑張ってきていただいた高齢者の方々ですから、そういう恩恵があっても私はいいと思っております。しかし、もう一度確認の意味を込めて、この市営温泉、別府市に何施設あり、そして、この180日間の無料券が使える市営温泉が別府市に何施設あるのか。まず、そこからお答えください。

○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。

現在営業しております温泉課が所管する市営温泉は、全部で15施設ございます。そのうち、高齢者福祉課で発行される高齢者優待入浴券が利用できる市営温泉は、9施設となっております。

○13番(吉冨英三郎君) 施設は15施設ある、市営が。しかし、その中では無料券が使える施設というのは9施設しかないのだということです。

では、その9施設だけで結構ですので、年間の入浴利用者数、わかりましたらお答えく ださい。

- ○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。
  - 9 施設全体での利用者総数ということでございますが、平成 23 年度で 114 万 8, 108 人となっております。
- ○13番(吉冨英三郎君) 今、114万8,000という方々が、9施設に限って使っているということになるわけですね。高齢者福祉課からチケットが発行されているわけですから、この券を集計すれば、この9施設を使った70歳以上の方々、無料券を使った人の数というのが把握できると思いますが、温泉課のほうでは、その件はわかりますか。わかれば、そ

の数を教えてください。

○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。

この1回分の入浴料ということもございますので、一緒にお答えさせていただきます。 1回分の入浴料につきましては、9施設のうち2施設、これは柴石温泉の普通浴と堀田 温泉ですが、中学生以上が210円となっており、小学生は100円となっております。残り 7施設、これは海門寺温泉や浜田温泉などですが、小学生以上が一律100円となっており ます。また、高齢者優待入浴券を利用されて入浴された方は、9施設合わせまして、平成 23年度で29万5,279人となっております。

- ○13番(吉冨英三郎君) 9施設のうち2施設は210円ということですけれども、これは確認のためですけれども、210円と100円の施設がありますけれども、無料券は、210円のところでも使えるのかどうか、それだけちょっと教えてください。
- 〇温泉課長(江口正一君) 今の中学生以上 210 円の堀田温泉と柴石温泉につきましては、 その高齢者優待入浴券が御利用できます。
- ○13番(吉冨英三郎君) わかりました。それと、1つ聞きたいのが、今、29万5,279名が平成23年度でこの無料優待券を使ったということなのです。ですから、これを180で割ると、大方その無料券を使った人の数が、ぴったりとは言いませんけれども、大方の数が出るというふうに理解していいでしょうか。どうでしょうか。
- 〇温泉課長(江口正一君) 温泉課で把握しております高齢者優待入浴券を利用して入られた方が、29万5,279ということで、実際に使われた方の数でございます。
- ○13番(吉冨英三郎君) ですから、これは延べ人数になるわけですから、大体お風呂に入る人というのは、1日1回か、好きな人で2回、3回入る方がいらっしゃいますけれども、結局、例えばAさんという人が、市営温泉無料で180回入れるところがあるとすれば、多分その人は180回そこを使うはずなのです、大体が。わざわざ遠いところから来て使うということは、まずそんなに考えられない、日ごろの入浴に使うわけですから。例えば、サウナとか砂湯で入るわけではないので。ですから、そういうことから考えると、これを180日間ほとんどその一人の人が使っているというふうに考えることは、おかしいか、おかしくないかということを聞いたわけです。どうでしょうか、そこ。
- ○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。 そのとおりだと思います。
- ○13番(吉冨英三郎君) そうですね。ですから、この29万5,279名というのを、180日間無料券で割ると、1,640名という数字が出るのです、1,640名という数字が。この114万8,108人のうちからこの29万5,279人が180日間使っているから、約1,640名が使っているのだろうという計算になるわけです。残りの185日、1年間365日としたときは185日残りますから、この1,640名が毎日100円なり出して入っている人と仮定すれば、残りの1,640掛ける185日で30万3,400という数字が出て、合計すると59万8,679名、すなわち先ほどの9施設で合計114万8,108人のうち59万8,679名が地元の人ということになれば、52%強が要するに地元の方が使っているような施設なのだな、そのように思っております。

ここで、質問通告を全くしていなかったので、大変申しわけないのですけれども、福祉保健部長、あなたなら答えられると思うのです。70歳以上の別府市の高齢者は何人いらっしゃいますか。

- ○福祉保健部長兼福祉事務所長(伊藤慶典君) お答えいたします。 ことしの3月末日ということで、お答えさせていただきたいと思います。70歳以上で 男女合計で2万6,176名となっております。
- ○13番(吉冨英三郎君) では、この数字を後で使わせてもらいたいと思います。

それでは、この9施設、入湯料を取っているということなわけですから、収入もあると 思います。9施設で幾らの収入が年間ありますか。

- 〇温泉課長(江口正一君) お答えいたします。
  - 9施設合わせますと、平成23年度で7,529万238円となっております。
- ○13番(吉冨英三郎君) 7,529万の収入があるということなのですね。ということは、収入があって、当然支出があるわけですけれども、維持するための金額、昨年度で結構です。 そして水道料、これは幾らか教えてください。
- ○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。
  - 9 施設の平成 23 年度の維持補修工事の支払い額でお答えさせていただきますと、総額で 1,479 万 7,335 円となっており、水道料金につきましては、年額で 2,145 万 9,724 円となっております。
- ○13番(吉冨英三郎君) 先ほど答弁をいただきましたこの114万8,000人の利用者のうちから、無料券を使っているのが29万5千幾らということですから、利用率としては25.72%ということになります。ですから、この25.72%を今の維持修繕費と水道料で要するに計算すると、維持費に関しては1,479万7,000円ということですから、25.72%で380万5,874円。これを1,640名で割ると、年間で1人当たり2,320円の維持費の負担が本来必要になってくる。さらに言いますと、水道料金につきましては、2,145万9,724円ということですから、合わせて25.72%の利用率でこれを計算すると551万9,441円ということですから、1,640人で割ると3,365円本来なら水道料を使っている、無料券を使っている人たちは本来は負担、年間ですけれども、負担しなければならない。合計すれば5,685円ぐらいは本来負担をしていただいたほうがありがたいかなという金額になる。

でも、実際には市営温泉は 15 施設、この 9 施設も含めてですが、15 施設。指定管理者制度の中で指定管理者にこの維持管理費を払っています、当然清掃代も含めてですけれども。この金額というのは、大方でいいですけれども、この 9 施設だけでもしわかれば教えてください。大方で結構です。

- ○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。 ただいま、手元に資料がございません。失礼いたします。
- ○13番(吉冨英三郎君) 大体1施設で言えば1,000万ぐらいのお金がかかるのではないかというふうな計算になるのではないかと思っているわけなのですけれども、では、もう一度伺いますが、その温泉、管理費も含めて相当の金額が出ているのですけれども、別府市の全体の温泉の給湯まで含めた収入と、温泉を指定管理者に出したり維持管理するそういう部分の経費を差し引いたときに、黒字ですか、赤字ですか。もし赤字なら、大体どれぐらい赤字なのか、教えてください。
- ○温泉課長(江口正一君) お答えをいたします。

赤字となってございます。平成23年度決算で、2億円ほどの赤字となってございます。 〇13番(吉冨英三郎君) 日本一の温泉まちという看板があるばかりというわけではないの

○13 番(吉富英三郎君) 日本一の温泉まちといっ看板があるはかりといっわけではないのですけれども、あるおかげでいい面のほうが多いとは思いますが、それでもやはり豊かな温泉があるというふうに一般市民の方々は捉えているかもしれませんが、実際には別府市の持ち出しというのは、やはり2億から維持するためには実はお金がかかっているのだということなのです。ですから、これは先ほど24番議員がおっしゃっていた人件費の部分とかいろいろなものが含まれていますから、一概には言えませんけれども、なかなかやはり……、日本一という冠がかかっているばかりに、実際は別府市温泉も、別府市も大変な負担を実はしているということがわかるわけです。

さて、それでは次の質問ですけれども、市有区営温泉、別府市にもいろんなところに点在しておりますけれども、この施設、別府市内に幾つありますか。

- ○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。
  - 平成24年6月現在で、市有区営温泉は67施設となっております。
- 13 番(吉冨英三郎君) 67 施設、市営温泉以外の市有区営温泉、市の財産で、運営はそ の町内がしているという温泉なわけですけれども、ここにも市が温泉を売っているわけで す、市が。その温泉を売っている施設が何施設ありますか。
- ○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。 67 施設中38 施設の市有区営温泉に給湯いたしております。
- ○13番(吉冨英三郎君) 半分近くに温泉を売っているわけですね、別府市が。その38施 設の温泉の収入はお幾らですか。
- ○温泉課長(江口正一君) お答えいたします。 市有区営温泉の給湯料につきましては、平成23年でその38施設合計で1,210万5,000 円となっております。
- 13 番(吉冨英三郎君) やはり別府市の温泉、高いのか安いのかは、実際にはわからない のですけれども、1,200万ぐらいの収入しかないということになると思います。後で温泉 課にはまた質問するかもしれませんので、ぜひその場にいていただければ大変ありがたい と思います。
  - 一応、温泉課のほう、今のところまで聞いて、次は水道料金のほうに話を持っていきた いと思いますので、水道局よろしいですか。

電力、今、電力が足りない足りないということで、東京電力では大口の金額契約と一般 の民間家庭での契約金額が違うとかいうことで、いろいろと問題になっておりますけれど も、水道料金に関しても体系が幾つかある。電力にもそういうふうにあるように、水道に も給水するための体系があると思いますが、その体系はどのようなものがあるのかを、ま ず御答弁ください。

○水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

水道料金体系につきましては、大きく分けまして、口径別と用途別の料金体系に分かれ ております。別府市におきましては、用途別を採用させていただいております。その用途 といたしましては、普通給水、温泉給水、船舶給水、臨時給水、公共給水の5つに区分し ております。

まず、温泉給水につきましては、市営、地区営等の公営による温泉施設等で水道を使用 する場合となります。船舶給水につきましては、定期便・臨時便の船舶へ給水を行う場合 であります。また、公共給水につきましては、市立の小・中学校等、公共の施設で水道を 使用する場合で、臨時給水につきましては、イベント等の開催により一時的に水道を使用 する場合となっております。これら以外の水道の使用につきましては、普通給水が適用さ れることとなっております。

- ○13番(吉冨英三郎君) 温泉の給水にも、先ほど言うのには5つですか、あるのです。普 通給水、温泉給水、船舶、それから臨時と公共。この温泉給水、要するに温泉を使う施設 に関しても水を配っていますよということなのですけれども、この給水の件数、そして年 間の水の量、そして金額、また1件当たりの平均の水の使用、量と金額、その辺の説明を お願いします。
- ○水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

平成24年4月現在で、温泉給水の給水件数につきましては102件となっております。 また、使用水量でございますが、平成 23 年度決算見込みで 27 万 9,041 立方メートルとなっ ており、年間の平均使用水量につきましては、1件当たり 2,735 立方メートルとなってお ります。 また、年間の温泉給水料の総額は、平成23年度決算見込みで5,038万998円となっ ており、1件当たりの平均水道料金は 49 万 3,931 円の見込みとなっております。

- ○13番(吉冨英三郎君) 確認なのですけれども、この102件と契約しているということですが、これには市営の温泉施設も入っているということで間違いないでしょうか。
- ○水道局営業課長(速水 孝君) 市営も区営も入っているということで、間違いございません。
- ○13番(吉冨英三郎君) それでは、先ほどおっしゃった温泉の給水料の総額が、平成23年度は5,038万998円という金額なのです。先ほど、温泉課のほうが、市営温泉の15のうちの9施設、9施設だけで水道の料金が何ぼと言ったですかね、2,145万9,724円というふうに答弁を温泉課長のほうからいただきました。水道局が102件と契約していて、年間で平成23年度5,038万の収入があるのですが、そのうち市営温泉の9施設だけで2,145万9,000円。もう半分近くをこの9施設だけで使っているということなのですが、温泉課長、これは間違いないですか。
- ○温泉課長(江口正一君) はい、そのとおりでございます。
- ○13番(吉冨英三郎君) そうなると、やはり市営温泉等の水道の利用の仕方というのが、 半端でないというか、何かちょっとすごいなというふうに思えてならない。ただ、市有区 営温泉等は、実は水道料金が結構かかるということで、井戸を掘っているところも結構あ るのです。井戸を掘って、その水を使って、実際の上水道を少しでも使用を減らすという ような努力は、実は市有区営のほうではしているということもありますから、そういうこ とも考えれば、この金額が妥当なのかなといえば、私はちょっと使い過ぎというか、何か 余りにも水道料金はひどいな、市営温泉の水道の使い方がひどいなとは思っているのです けれざも、それはそれとして、それだけ使っているというのであれば、水道局としては収 入のもとですから、悪いというわけにはいかないのでしょうけれざも、ちょっと気になる ところではあるわけです。

それでは、この温泉給水の料金、他の普通給水、船舶給水等ありますけれども、そのほかの会計と比べて金額的にはどのようになっているのでしょうか。

〇水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

温泉給水につきましては、1期分が2カ月となっておりますが、1期2カ月での基本水量が、温泉給水では200立方メートルとなっております。その基本料金は2カ月で1万3,020円となっております。一方、一般家庭用の普通給水での200立方メートルでは、1期2カ月分で3万5,828円となっておりまして、温泉給水のほうが2万2,808円低価となっております。また、温泉給水での1期の2カ月の平均使用水量は456立方メートルとなっております。この水量を温泉給水で換算すると、その料金は6万3,972円となります。一方、普通給水での456立方メートルは、料金は9万6,500円となりまして、3万2,528円温泉給水のほうが低価となっており、平均使用水量を見ても温泉給水のほうが割安となっている状況でありまして、総体的に他の用途と比較いたしましても、低価な料金の設定をさせていただいております。

- ○13番(吉冨英三郎君) 温泉のほうに配水している分の水も、普通の一般給水に比べれば 随分お得ですよということなのですね。そうは言いましても、一般給水が高いと言われて いることもありますから、別府市の水道が。そういう部分も考えると、本当にこれが安い のかなというのは、もう一度他市とも比べた中での精査をしっかりしていかなければなら ないかな、このように思っているわけですけれども、さて、他の用途に比べてこの水道は 確かに一般給水等よりも温泉給水のほうが安いのだということはわかりました。そのほか にも水道局としては、いろいろな減免というものをしていると思うのですけれども、その 減免規程がどのような場合に規定されて運用されているのか。その辺を、ちょっとわかり やすく説明してください。
- 〇水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

水道料金の減免につきましては、別府市水道事業給水条例施行規程第27条の2に減免を規定いたしております。減免の対象となる要件といたしましては、まず市内に在住していらっしゃる方で、住民基本台帳に記録されている方が対象となります。そのうち65歳以上のおひとり暮らしの方、障害者手帳1級または2級の方の世帯、療育手帳のA1またはA2の方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方の世帯、そして、水道使用者に特に過失が認められない場合において、使用者が管理している給水装置、または受水槽等からの漏水などが減免の対象となっております。

- ○13番(吉冨英三郎君) 要するに福祉関係に関する規定ということにもなろうかと思うのですけれども、では、その還付の方法、そこだけちょっと教えてもらえませんか。
- 〇水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

福祉還付制度につきましては、福祉施策の一環として、水道局は、障がいのある方、先ほど言われたようなひとり暮らしの方等について、経済的負担を少しでも軽減するために、平成11年度に水道局が制度化して実施したものでございます。還付額は、お支払いしていただいた水道料金のうち基本料金部分の半額485円を還付するものでありまして、年2回、4月と10月に2,910円ずつを口座振り込みによって還付をさせていただいています。

- ○13番(吉冨英三郎君) 要するに基本料がたしかゼロから9立米だったですか、10立米ですか、水道料は。基本料金は何立米ですか。
- 〇水道局営業課長(速水 孝君) 1カ月で、ゼロから8立方メートルでございます。
- ○13番(吉冨英三郎君) ということは、8立米までが基本料金の970円ですか、1カ月が。 その半分を要するに半年ごとに口座に振り込むということなわけです。わかりました。

先ほど、午前中の水道局の答弁の中で、8番議員が福祉の還付制度に適用される対象者 等は、答弁を聞いておりましたので、この件はもうわかりましたので、結構です。

温泉給水等にもいろいろなやっぱり減免というのがあるのは、よくわかりました。また、温泉に対する給水に関しては、ほかの給水よりも安くしているのであるということもわかりました。しかしながら、現実は市有区営温泉に関しては、この水道代がどうしても高くて、もうやっていけないという声が、多分水道局のほうにも届いていると思います。どうでしょう、水道局としては、この水道料を少しでも市有区営温泉のほうに値段を下げるなり、還付制度があるような形で一回は入れてもらって、後でその分をある程度還付するとか、そういうような対応ができないでしょうか。

〇水道局営業課長(速水 孝君) お答えいたします。

市有区営温泉等につきましては、区営温泉代表者との意見交換等で、利用者の減少、施設の老朽化などにより経営状況は非常に厳しいということは認識いたしております。

議員御質問の温泉給水の減免についてでございますが、先ほど言いましたように、温泉給水料につきましては、他の用途に比べまして低く料金を設定させていただいています。議員御指摘の点につきましても、今後、健全化を進める中で温泉給水を含めました水道料金体系のあり方を検討し、総合的に判断いたしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○13番(吉冨英三郎君) 検討、御理解と言われても、なかなか難しいというか、水道局の 内容にもよるでしょうから、余りにも強くは言えないわけなのですけれども、何といって も財源がなければそういうこともできないわけです。そこで、今から水道局の行革につい てということでお伺いします。

先におことわりしておきますけれども、この水道局の行革についての一番最後の「(4)福祉の考え方」というふうに書いていますけれども、これに関しては大項目の4のつもりで出すつもりが、ここに4となっておりまして、水道局の福祉の考え方も当然お伺いしますけれども、別府市全体の福祉の考え方ということで議運の委員長にも議長にも前もって

了解をいただいておりますので、ぜひその方向でよろしくお願いしたいと思います。

それでは、水道局の行革についてであります。私は、基本的に言うと 24 番議員と考え 方としては同じです。ただ、その手法がどうかということ、そういうところがやはりでき ること、できないことを含めて、市長が前の答弁でも、無理に辞職させるわけにはいかな いというような話をしましたけれども、実際にそうであって、あと考えられるのは配置が えとか、いろいろなことでやっていくしか手はないのだろうとは思っておりますけれども、 まず、水道局の行革について、過去の改革、どのようなことを水道局は取り組んできたの か。そこからまずお伺いします。

〇水道局管理課長(三枝清秀君) お答えいたします。

過去 10 年におきましての経営の健全化の取り組みについて、御説明をさせていただきます。

委託関係につきましては、まず、平成16年度よりメーターの検針業務の全部委託、平成18年度に宅地内の給水管の破裂修繕など受託修繕業務の全部委託、そして平成19年にはメーターの開栓や閉栓業務の全部委託を実施いたしております。また、平成23年度には漏水調査の一部委託及び配水管等の破裂修繕業務の全部委託を実施し、本年度から上下水道料金の滞納整理等の委託を実施いたしております。委託可能な業務の委託化、組織の見直しなど順次進めているところでございます。

その結果、正規職員につきましては、平成 24 年 4 月 1 日現在 76 人となっております。 10 年前の平成 14 年度末の職員数 104 人と比較いたしますと、28 人の減、率にいたしまして 26.9%の減となっております。また、平成 19 年度末の 5 年前の職員数 85 人と比較いたしますと 9 人の減、率にいたしまして 10.6%の減となっております。

○13番(吉冨英三郎君) いろいろなところで業務委託をしてきたのだ、そして人員も随分、 平成14年度に比べれば28人も減っているのだというような形で、人件費のほうも随分抑 制してきたのだ。水道局としては、自分たちは自分たちで一生懸命頑張ってきたのだとい うことだろうと思います。

さて、一生懸命頑張ってきたのだということになれば、そこに利益が当然出てくるわけですね。行革をしてきた。これだけの行革の成果として利益が出ました。だから、その利益はこういうところに還元しましたとか、こういうものに使いました。そういうものがあるわけなのですけれども、行革による財政的効果とその使途について説明をお願いします。

〇水道局管理課長(三枝清秀君) お答えいたします。

平成 16 年度から平成 18 年度の 3 カ年にかけて、健全化実施計画を実施いたしております。その計画におきましての効果額は、1 億 68 万 9,000 円と試算いたしております。また、経営の健全化等によります財政的効果といたしまして、平成 14 年度と平成 22 年度決算におきます経常的経費の比較をいたしますと、1 億 1,204 万 8,000 円経費の減となっております。この額が、損益上の財政的効果と考えております。この効果額につきましては、純利益としてあらわれるものでございますが、この純利益の使途につきましては、昭和 40 年代の水道施設の更新事業や施設の耐震化事業、そして借入金の償還の財源に全て使用いたしております。

○13番(吉冨英三郎君) 利益は出たのだけれども、1億1,000万ぐらい利益が出た。要するに、経費削減の効果がありましたということだと思います。しかし、その利益は昭和40年代の水道施設の更新事業、施設の耐震化、借入金の償還。これはもう前からわかっているものなのです、本来は。

では、その中で平成14年度と平成22年度の人件費を比較すると、3億4,000万円の、要するに人件費だけで見ても3億4,000万円減っている。それだけ人員を減らして職員の皆さんが一生懸命頑張ってきたということだと思うのですけれども、ただ、最終的な効果

が1億円ほどしかなくて、2億4,000万ほどどこかに消えていると言ったらおかしいのですけれども、違うものに使われているわけです。この差は一体何なのか。そこを説明願います。

(議長交代、議長・松川峰生君、議長席に着く)

〇水道局管理課長(三枝清秀君) お答えいたします。

2億4,000万円の差につきましては、経常的経費の増加要因がございます。具体的に申しますと、委託等により職員は減となりましたが、一方で委託料が発生いたしております。 平成 14 年度と平成 20 年度の委託料を比較いたしますと、 1億5,871万4,571円の増となっております。また、投資的経費であります水道施設の更新事業や耐震化事業の増に伴い、投資的事業で取得いたしました資産の減価償却費、これは投資的経費の財源となるものでございますが、平成 14 年度と比較いたしまして 1億3,649万9,761円の増となっております。そして、更新事業に伴い既存施設の除却費といたしまして、 2,382万2,143円の増となっております。また、大分川の利水事業にかかわります保全対策費の積立金の負担金といたしまして、 4,093万7,396円の増、浄水作業に要します薬品費といたしまして 1,723万4,155円の増など、経常的経費での増加部分と、一方で人件費以外の減少部分といたしまして、企業債の利息が 1億3,694万1,707円、破裂修繕業務委託により局使用の材料費が 1,298万6,632円の減などとなっております。人件費につきましては、約 3億4,000万円の減となっておりますが、各費目の増減によりまして、人件費以外の経費におきまして、総体といたしまして約 2億4,000万円の増となり、その結果、損益上の効果額といたしまして約 16円と見込んでいるところでございます。

○13番(吉冨英三郎君) 今、課長のほうから説明をいただきました。3億4,000万人件費が減ったけれども、そのかわり委託費として1億5,870万ほどお金もかかっている。それと減価償却、さらには既存施設の除却費と言いましたですかね、ということは、これは資産減耗費ということになろうかと思います。資産減耗費というと、固定資産の除却費と棚卸資産の減耗費という2種類になるわけです。今、課長の答弁からいえば、これは固定資産の除却費ということになるわけですよね。そういうことですね。

ですから、本来のこの分析表から見たときに、減価償却は平成14年の5億3,180万2,000 円に対して、平成22年度が6億6,830万ということで、率としては25.7%しか、「しか」 ということはないのですけれども、金額的には大きいけれども、これは減価償却というの は、つくった後、毎年毎年その資産の価値が減ってくるから、その分を経費として計上し ていくということで、ただ、その経費に計上するということは、逆に言うと積み立てをし ていって、次のときに新しいものの原資、建物を建てるときの原資にするというようなも のになるわけですね。ですから、大体25.7%ぐらいふえているというのは、理解はでき ます。資産減耗費が、619万5,000円が一気に3,000万台にふえて、384.5%要するに資 産減耗費がふえている。この資産減耗費の中の、先ほどの課長の説明で言えば除却費とい うことですから、固定資産除却費ということになるわけです。この固定資産除却費という のは、本来であればあと5年か10年使えるであろう固定資産が、もう使えないから減価 償却に計上せずにこの除却費のほうに持ってくるというのが、資産減耗費の勘定科目だと 思うのです。どうしてそれが使えないとか使えるとか、うがった見方をすると、利益があ る程度出ているから、ここに固定資産の除却費を多く積み上げることによって利益を圧縮 しているというふうな見方もできないわけではないのです。減価償却費も本来であれば決 まった金額で積むということですけれども、若干利益が出ているから積み上げることだっ てできないことはない。それでBS、PLで合わせることで問題なく本来はできるわけで す。利益が出ている分を、この辺のところを償却することによって圧縮して、そして、そ れを要するに市民に還元していないのだというふうに思えてならないのですけれども、そ こは、そういうことは絶対ないということで間違いないですか。

〇水道局管理課長(三枝清秀君) お答えいたします。

減価償却費につきましては、地方公営企業法施行規則第13条の規程によりまして、償却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとされており、同施行規則別表第2表に耐用年数が規定されております。それに基づいて別府市水道局におきましても、定額法に基づき毎年度減価償却を行っているというところでございます。また、除却費につきましては、昭和40年代の朝見浄水場関係の水道施設関係、ポンプ関係でございますが、耐用年数は大体20年ということになっているのですが、延命化ということで平成20年度ぐらいに一応更新事業を行いました。残存価格が5%ということで、その分を除却をいたしているという状況でございます。

○13番(吉冨英三郎君) 要するに、決算の書類上はちゃんと間違いなくやっているのだと いうことですね。わかりました。理解します。

では、今後とも水道局は、いろいろな部分で健全に運営するためにも行革は避けて通れないということだと思います。ただ、やはり気になるのは、今まで水道局がしてきたこの行革というのは、この費用の分析表等を見ていっても、これはしなければならなかった行革としか思えないのです。だから、本来であれば人件費を減らして、その半分を委託に回した。だから、その分が浮いた。浮いたお金で必要な経費の分をそこに持っていったというだけの話であって、もしこれをしなければ、水道局自体が成り行かなかったというふうなことになるわけです。ということは、これは、水道局が一生懸命今までやってきたという行革ではなく、当たり前の行革であった。水道企業管理者、そういうことなのです。

だから、やはり私ども議会は、河野委員長を筆頭に相当の議会改革をやっておりますし、これからもまたそれを続けるつもりで今一生懸命取り組んでいます。水道局に関しても、10年先になるのか20年先になるのかわかりませんが、本来は民営化できるものは全て民営化してしまう。いわば水道局の民営化というのも、我々議員は視野に入れて今取り組んでいるところなのです。それを一生懸命私どもはやるというのはなぜか。これは先ほど、今からが一番重要な話になるのですが、要するに福祉の考え方というところになるわけです。

先ほどの温泉課の話で言えば、70歳以上の方々は、無料で入れる人は1,640名しかいない。別府市の70歳以上は2万6,176人、3月末で。ということは、この温泉を使っているのは、別府市の中で6%しかいないということです、6%しか。これが、本当に市長がいつもおっしゃる、別府に住んでよかった、このまち、この地域に住んでよかったと本当に言える施策なのか。市営温泉がある人たちだけが――温泉に限ってですよ、温泉だけに限って言えば――そういうふうになるわけです。だから、本来、先ほど申し上げましたように水道局の民営化、もしくは水道局をやっていくには、ほんの数名の人間が、将来の別府の水道の量をどうするのか、配管をどうするのかという、トップも相当の頭を使ってやる人間だけを残して、全てを民営化するとか、そういうようなことを考えていけば、水道局が行っている減免とか福祉政策とか、そういうものは、本来別府市が、行政側が責任を持って全てするべきではないか、将来的にも考えて。やっぱりそういうふうに思うのですよ。

だから、そのために、先ほど24番議員も言っていましたけれども、生産人口年齢が減少する、15歳から上の65歳までかな、今、計算は。この人間が減るということは、働く人が減るということは、別府市の飯の種、言い方は悪いのですけれども、飯の種になる固定資産と住民税、住民税も人数割りの金額ではなくて、生産人口の働く人の給料があるから、それに合わせて住民税がふえるわけですから、その辺のところを考えていくと、高齢者がふえていけば民生費がふえていく。そのお金をどうするのかというのは、やはり別府

市が将来に向けての福祉として考えていかなければならない問題ではないか。だから、私たちは、今一生懸命行革がもっと早く進まないと民生費で本当に倒れてしまうという話を一生懸命議会がしているわけです。ですから、行政は、水道局の改革もそうですし、行政の一般行政側のほうからすれば人件費の抑制ということもありますけれども、民間にできることはなるべく民間にさせましょうよということを言っている。人がどうしても必要な部分は、人事配置をやりかえてでもやはりするべきなのです。そこのところの取り組みがやはりおくれているのではないかなということが、どうしても私たち議員から見るとそういうふうに思えてならない。

企画部長、将来のやはり福祉のあり方、そういうものを考えたときに、どのように別府 市を持っていこうとお考えですか。

〇企画部長(大野光章君) お答えいたします。

まず、温泉、水道の問題を提起していただきましたので、その関連を中心に答弁させていただきますが、温泉は、別府市民にとって地域コミュニティー、これの醸成の場、一番大切な部分だと思います。よそにない特性。この分については、確かに居所によって不公平はあるのですが、享受できる方々にはできるだけ享受していただくような方向、それからまた、平等になっていない部分、これについては、先ほど言った市有区営温泉、それから同じく、所有は違いますけれども、区営の温泉、区有区営の温泉もあります。こういった方々も地域のコミュニティーを醸成する上で何らかの恩恵をこうむれるように、またこの件につきましては、大分前になりますが、ほかの議員からも指摘を受けた、区有区営温泉は大変な状況なので何とか補助ができないかという申し入れもいただいたことがあります。そういったところで料金体系がそのときはちょっと違うということで、なかなか難しい面があったのですけれども、そういったところも今後深く考えていかなければならないと考えております。

それから、福祉全般につきましては、なかなか全ての福祉、享受できるように財源が確保できればいいのですけれども、水道と同様、市の市長部局のほうも行財政改革に頑張っておりますが、まだまだ足りないという御指摘もいただいております。その中でなるべく財源をひねり出す中で福祉行政、これにつきましても全てということではなく、やはり市民の方にも選択をしていただく必要もあるのかなと思っています。

さきの堀本議員からも御指摘がありましたが、節目支給、例えば高齢者の節目支給ですね、敬老祝い金の。これをやったときには、ほかの福祉政策で電話とか緊急通信システムの増設とか、そういった分に財源を充てております。ですから、今後高齢者がどんどんふえる中では、そういった財源をどこに振り分けていくか、それのシフトを十分に検討して将来の財政運営、それから政策形成に携わっていきたいと思います。

○13番(吉冨英三郎君) いろいろ答弁していただきましたけれども、やはり平等にというのが基本であろうかと思いますので、その辺のところをしっかりと、区有区営温泉だけのことを言っているわけではないのですけれども、福祉でそういう部分の差別が出ないような行政の方法をしっかり考えていかなければいけないな、このように思いますので、ぜひ優秀な方々がそこに座っているわけですから、将来のための別府というものをやっぱりしっかり考えてもらいたい、このように思っております。

さて、水道企業管理者、水道企業管理者には2年連続で建設水道委員会に視察の同行をしていただきました。ともに先進地視察ということで、民営化や、また職員をほかに配置したりしながらいろいろとやっているところを見てきたわけです。資料も相当管理者もそこからいただいてきたはずです。別府市の水道局の改革、今後どのように足早に進めていくのか。お気持ちをお聞かせください。

〇水道企業管理者(亀山勇君) お答えをいたします。

吉冨議員さんからは厳しい御指摘、また、私どもが今までやってきた行革の取り組みについて、当たり前の行革という厳しい御指摘もいただきました。水道事業といういわゆる公営企業を経営するためには、公共の福祉の増進を図るとともに、それから独立採算、そして受益者負担の原則に基づく中で効率的な運営を推進することが、私どもの使命、責務というふうに考えてございます。

そうした中で、今、水道局の現状、いわゆる財政面、それからもう1点としましては、今後の定員管理の問題、これを若干御説明させていただきますが、財政面といたしましては、給水収益、この10年間で使用水量が約12%減になっております。金額にいたしますと、約3億円の減という状況でございます。また、定員管理から見た現状でございますが、今後10年間の、これはあくまでも退職予定数でございますけれども、26名で、率にいたしますと43.2%の削減が見込まれるという状況でございます。

こうした状況を踏まえる中で、私どもは技術の継承、1つは、大きな問題としては技術の継承という問題がございます。これを中心とした人材育成、そして、先ほど先進地に去年、一昨年行ったこともございますけれども、浄水場等の官民連携を図る第三者委託、そして包括委託の実施に向けて今後取り組む考えでございます。何とぞ御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

- ○13番(吉冨英三郎君) 使用水量の減によって3億円の減収とか、そういうことになれば、なおさらやはり進めるべき行革は早めに取り組んでいかなければ間に合わないのではないかということになるわけです。ですから、やはりそれがどうしても行政側で進めていくのが難しいのだということになれば、議会もそれなりに一生懸命、力をもって後押しをしていくということになりますので、ぜひそのところは皆さん方も御理解をしていただいて、行革のほうを一生懸命取り組んでいただきたい。そのことをお願いしまして、私の質問を終わります。
- ○議長(松川峰生君) これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了いたしましたが、あす 21 日から 26 日まで の 6 日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、 6 月 27 日 定刻から開会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、あす 21 日から 26 日までの 6 日間は、 委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、 6 月 27 日定刻から開会 いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時59分 散会

| _ | 158 | _ |
|---|-----|---|
|   |     |   |